

第三次稲城市教育振興基本計画

稲城市教育プラン（案）

令和2年3月

稲城市

はじめに

本市はこれまで、地域の人材やコミュニティ、地域に根ざした伝統・文化、豊かな自然環境など、恵まれた地域資源を活かして、まちづくりを行ってまいりました。

第二次稲城市教育振興基本計画期間中の平成 27 年度から平成 31 年度までの間には、市内において都市基盤整備が進み、南山地区では、南山小学校や公営稲城・府中メモリアルパークの開設、坂浜平尾地区では、稲城消防署上平尾消防出張所の開設、若葉台から新百合ヶ丘を結ぶ多摩都市計画道路 3・4・7 号線（坂浜平尾線）と上平尾トンネルの開通など、市民生活に直結する基盤の整備が図られました。その他にも稲城市観光協会の設立、いなぎ発信基地ペアテラスや稲城長峰ヴェルディフィールドの開業とともに、福島県相馬市や長野県野沢温泉村との友好都市協定の締結など、本市が成長していく過程において実りある充実した期間となりました。

教育部門では、平成 27 年 4 月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会制度に大きな変革があり、市長と教育委員会が協議・調整する場として稲城市総合教育会議が設置されるとともに、市の教育の目標や施策の根本となる教育に関する「大綱」を首長が策定することになりました。これを受け、平成 27 年 5 月に、稲城市総合教育会議での協議・調整を経て、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」を策定しました。

第三次稲城市教育基本計画では、この教育大綱を踏まえ、本市の最上位計画である稲城市長期総合計画との連携及び整合を図りながら策定を進めてまいりました。今後は、家庭・学校・地域などが一体となって各施策に取り組むことで、本市教育の一層の充実を図るとともに、稲城で育った子どもたちが大人になって、地域で活躍できるよう、定住型で世代交代ができる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会委員の皆様、そして、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

稲城市長 高橋勝浩



本市教育委員会は、本市の特徴である多摩丘陵の里山や豊かな緑、多摩川、三沢川、大丸用水などの清流に触れ合える自然に恵まれた良好な環境を活かしながら、未来を創造し、生きぬく力を身に着けることができる児童・生徒の育成を目指して持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）の理念を重視し、広い視野から環境教育、国際理解教育、人権教育、防災・安全教育などに力を入れてきました。

このたび策定した第三次稲城市教育振興基本計画は、新たな取組として、2015 年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れ、1つ1つの取組に SDGs の 17 の目標の紐づけを行うとともに、アンケート調査結果をもとに計画の達成状況を測るひとつの目安として、測定指標を設定することで、本計画の成果を検証できるようにしました。また、本計画は、家庭教育、学校教育、社会教育等を含めたすべての教育活動を対象としており、教育委員会としましては、市民や地域の力をお借りしながら、市長部局や関係機関とも連携し、稲城市全体で施策に取り組むことで、本計画の教育目標の実現を図ってまいります。

本計画策定に際しては、第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会をはじめとして、アンケート調査、市民意見公募、小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園等の関係施設からの意見公募等により、様々なご意見をいただきました。ご意見のひとつひとつは、内容を吟味しただけ計画に反映するよう努めました。

本計画策定にご協力いただきました第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会委員の皆様及び貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心より御礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

稲城市教育委員会

教育長 加藤 明



ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成することを目的とする教育基本法及び、目的を実現するため法第二条に掲げられた達成すべき教育の目標、国の教育振興基本計画における目指すべき教育の姿を踏まえ、次のとおり教育大綱を定め、この大綱を踏まえて稲城市教育振興基本計画を策定するものとする。

第一 大綱

- 1 義務教育修了までに、すべての子どもに公共の精神を尊び、自立して社会を生きぬくための基礎の育成
- 2 生命・自然を大切にすることを養うこと
- 3 先人たちの伝統・文化を継承しながら、我が国と郷土を愛し、稲城市民であることに誇りが持てる態度を養うこと
- 4 個人の尊厳を重んずるとともに、市民一人一人が互いに支えあう態度を養うこと
- 5 国際社会の平和と発展に貢献できる人材育成
- 6 市民一人一人が、生涯にわたって自覚を持ってあらゆる機会を通して学習し、未来を切り拓くために、その成果を適切に生かすこと。

第二 教育目標

- 1 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 2 社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間
- 3 自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間

第三 基本方針

- 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成
- 2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長
- 3 「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進
- 4 「生涯学習」と「スポーツ」の振興

第四 施策の柱

- 1 家庭や地域における学びの推進と連携
 - (1) 家庭の教育力の向上
 - (2) 幼児期からの教育の推進
 - (3) 地域力を高め活かす教育の推進
- 2 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進
 - (1) 確かな学力の育成
 - (2) 豊かな人間性の涵養
 - (3) 21世紀に活躍する人間の育成にふさわしい教科書の採択
 - (4) 健康・安全に生活する力の育成
 - (5) 未来社会の担い手を育む教育としての持続発展教育（ESD）の推進
 - (6) 教育環境の整備
 - (7) 学校施設・設備の充実
- 3 市民の生涯にわたる学習活動の振興
 - (1) 生涯学習の推進
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

目 次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の目的.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 策定にあたっての基本的な考え方.....	4
4 検討体制.....	4
5 市民意見等の反映のための方策.....	4
6 測定指標を取り入れた計画の推進.....	4
7 SDGsを取り入れた計画の推進.....	4
第2章 稲城市の教育をめぐる現状と課題.....	7
1 教育に関する主な動向.....	7
2 第二次稲城市教育振興基本計画期間中の主な取組状況.....	13
3 アンケート調査結果からみえる状況.....	18
4 稲城市の教育の課題.....	23
第3章 稲城市が目指す教育.....	28
1 教育目標.....	28
2 教育基本方針.....	29
3 施策の柱.....	30
第4章 計画の体系.....	31

第2編 各論.....	32
第1章 家庭や地域における学びの推進と連携.....	33
1 家庭の教育力の向上.....	33
2 幼児期からの教育の推進.....	36
3 地域力を高め活かす教育の推進.....	39
第2章 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進.....	43
1 確かな学力の育成.....	43
2 豊かな心や創造性の涵養.....	46
3 健康で安全に生活する力の育成.....	50
4 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）の推進.....	56
5 教育環境の整備.....	62
6 学校施設・設備の充実.....	71
第3章 市民の生涯にわたる学習活動の振興.....	74
1 生涯学習の推進.....	74
2 スポーツ・レクリエーション活動の振興.....	83
第4章 計画の推進にあたって.....	88
第3編 資料編.....	89
・ 第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	90
・ 第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会委員名簿.....	92
・ 第三次稲城市教育振興基本計画策定の経過.....	93
・ 主な取組とSDGsの関連箇所一覧表.....	95



第1編

総論



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本市は、これまで長きにわたり、地域に根ざした伝統文化、多摩丘陵の緑や多摩川の清流等の豊かな自然、地域コミュニティや人と人とのつながりを大切にしながら、稲城の特色を生かした教育活動を進めてきました。また、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、第二次稲城市教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育」を基本理念に掲げ、地域の人材、豊かな自然、伝統文化等を活用し、特に、学校教育では持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD¹）を中心に据え、持続可能な社会の実現に向けた取組を行う等、教育目標の達成に向けて取り組んできました。これまで各施策の推進により教育目標を着実に達成してきた一方、5年間の間に新たな課題も出てきました。

また、社会では、人生100年時代の到来や、超スマート社会の実現に向けて、人工知能（AI）やビッグデータの活用等の技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、すべての人が、豊かな人生を生きぬくために必要な力を身に付け、社会で活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きくなっています。激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっており、だれもが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと、そしてだれもが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が、今求められています。

国では、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を策定しました。また、東京都では、平成31年3月に「東京都教育ビジョン（第4次）」を策定し、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を明らかにしたところです。

このようなことから、稲城市の教育の目指すべき姿とその実現に向けた令和2年度から令和6年度までの5年間で取り組む施策を明らかにし、稲城市における教育政策を実行性のあるものとするため、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」を踏まえ、「第三次稲城市教育振興基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。また、本計画では、持続可能な開発目標（SDGs²）の17の目標と個別の教育施策とを結びつけて策定しています。

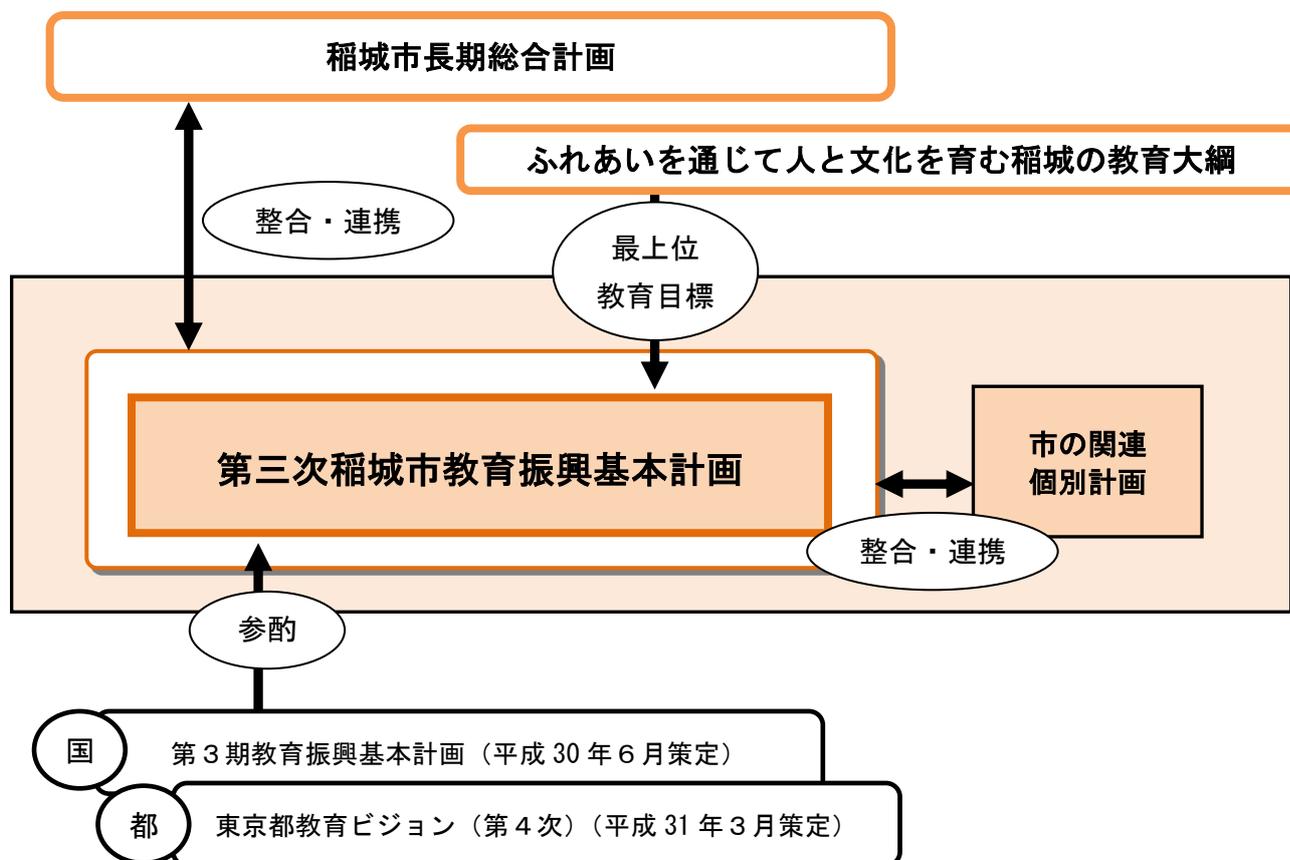
¹ESD：Education for Sustainable Development の略。環境、開発、貧困など、現代社会の諸課題の解決につながる新たな価値観を生み出し、持続可能な社会の創造を目指す学習のこと。

²SDGs：Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットからなる。

2 計画の位置付け

- 教育基本法第17条第2項に基づく「稲城市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として策定しています。
- 市長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議における議論を経て、市長が策定した市の教育目標の最上位である「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」を踏まえて策定しています。
- 本計画の範囲は、家庭教育、学校教育、社会教育等を含めたすべての教育活動を対象としています。
- 令和2年度から令和6年度までの5年間の具体的な取組を示す計画として位置付けています。
- 国の第3期教育振興基本計画、東京都教育ビジョン（第4次）を参酌し、策定しています。
- 「稲城市長期総合計画」を市の上位計画として、関連計画との整合・連携を図りながら策定しています。

■他計画との関連イメージ図



3 策定にあたっての基本的な考え方

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間に稲城市が目指す教育について、その目標や方向性を示していくものとしします。

なお、策定にあたっては、社会情勢や市民意識、教育関係者等の意見を反映しています。

4 検討体制

計画の策定にあたり、第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会及び第三次稲城市教育振興基本計画庁内策定委員会を設置しています。

5 市民意見等の反映のための方策

計画の策定にあたり、アンケート調査、市民意見公募を活用するとともに、関係者等から広く意見を聴取しています。

6 測定指標を取り入れた計画の推進

本計画で定める11の施策の方向性に沿い、計画の成果を測定することができるように、アンケートの調査結果等を基に、測定指標を設定しています。

7 SDGsを取り入れた計画の推進

平成27年9月に掲げられた、国際社会全体で取り組む17の「持続可能な開発目標（SDGs）」と、本計画で定める主な取組について、関連している箇所についてSDGsのアイコンを付しています。

【持続可能な開発目標（SDGs）】

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標 1（貧困をなくそう） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標 2（飢餓をゼロに） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標 3（すべての人に健康と福祉を） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標 4（質の高い教育をみんなに） すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標 5（ジェンダー平等を実現しよう） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標 6（安全な水とトイレを世界中に） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標 7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標 8（働きがいも経済成長も） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標 9（産業と技術革新の基盤をつくろう） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標 10（人や国の不平等をなくそう） 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 11（住み続けられるまちづくりを） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標 12（つくる責任つかう責任） 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標 13（気候変動に具体的な対策を） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 14（海の豊かさを守ろう） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 15（陸の豊かさを守ろう） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標 16（平和と公正をすべての人に） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>		

資料：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）より本計画に関連する目標を抜粋
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>)



第2章 稲城市の教育をめぐる現状と課題

1 教育に関する主な動向

(1) 国の動向

①子ども・子育て支援新制度の施行

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を質・量の両面から拡充を図る「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月から施行しました。

②スポーツ庁の創設

スポーツ基本法の理念の実現に向け、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、平成27年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁を創設しました。

③「次世代の学校・地域」創生プランの策定

学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成27年12月の3つの中央教育審議会答申（「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」）の内容の具体化を強力に推進するため、平成28年1月、「次世代の学校・地域」創生プラン」を策定しました。

④義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

不登校児童・生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進するため、平成28年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を制定しました。

⑤第2期スポーツ基本計画の策定

平成29年3月、「第2期スポーツ基本計画」（平成29年度～令和3年度）を策定しました。中長期的なスポーツ政策の基本方針として、4つの観点から方針を掲げ、「スポーツ参加人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。

⑥学習指導要領の改訂

平成 29 年 3 月、小・中学校学習指導要領を改訂しました。今回の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指しており、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。また、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、児童・生徒の生きる力を育むことを目指すものとしています。

新学習指導要領は、令和 2 年度から小学校で、令和 3 年度から中学校で全面実施されます。

⑦第 3 期教育振興基本計画の策定

平成 30 年 6 月、「第 3 期教育振興基本計画」を策定しました。第 2 期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しています。

⑧学校における働き方改革

平成 31 年 1 月、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられました。

平成 31 年 1 月、文部科学省は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。

⑨幼児教育の無償化の法制化

令和元年 5 月、幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が成立し、同年 10 月に施行されました。

(2) 東京都の動向

①東京都子供・若者計画の策定

すべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、平成 27 年 8 月に「東京都子供・若者計画」を策定しました。

②東京都教育施策大綱の策定

平成 27 年 11 月、「東京都教育施策大綱」を策定しました。「東京都長期ビジョン」（平成 26 年 12 月策定）で掲げる 10 年後の東京で活躍する子どもたち、また、その先の 2040 年代を支える子どもたちを着実に育成するため、目指す子どもたちの将来像を掲げ、平成 29 年度までに取り組むべき教育の根本的な方針が示されました。

③東京都発達障害教育推進計画の策定

平成 28 年 2 月、「東京都発達障害教育推進計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）を策定しました。すべての公立学校における発達障害教育の充実に向けて、計画的に取り組む施策を明らかにしています。

④東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）の策定

平成 25 年 4 月に「東京都教育ビジョン（第 3 次）」を策定したところですが、その後の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定（平成 25 年 9 月）、「東京都教育施策大綱」の策定及び国の教育改革の動向等を踏まえ、平成 28 年 4 月、「東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）」を策定しました。

⑤都民ファーストでつくる『新しい東京』の策定

今後の都政の具体的な政策展開を示す新たな 4 か年の実施計画として、平成 28 年 12 月に「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」(平成 29 年度～令和 2 年度)を策定しました。その中の政策の柱の 1 つ、「未来を担う人材の育成」では、教育に関する 7 つの政策目標を掲げ、政策展開しています。

⑥新たな東京都教育施策大綱の策定

平成 29 年 1 月、「東京都教育施策大綱」を策定しました。令和 2 年度までを対象とし、東京の将来像と目指すべき子どもたちの姿を掲げ、東京都のこれからの教育の基本的な方向性を示しています。

⑦学校における働き方改革

平成 30 年 2 月「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。平成 31 年 2 月には、教員の長時間労働の改善に向けて行ってきた取組について、「学校における働き方改革の成果と今後の展開」を取りまとめ、プラン策定からこれまでの間における取組状況や成果、新たな取組を含めた今後の展開について示しています。

⑧東京都スポーツ推進総合計画の策定

令和 2 年とその先を見据え、スポーツを通じ東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして、「東京都スポーツ推進計画」（平成 25 年 3 月策定）と「東京都障害者スポーツ振興計画」（平成 24 年 3 月策定）を統合し、平成 30 年 3 月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。

⑨東京都教育ビジョン（第 4 次）の策定

平成 31 年 3 月、「東京都教育ビジョン（第 4 次）」（平成 31 年度～令和 5 年度）を策定しました。東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示しています。

⑩「未来の東京」戦略ビジョンの策定

令和元年 12 月、2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『未来の東京』戦略ビジョンを策定しました。その中で、教育については、20 のビジョンの 1 つとして「新たな教育モデルにより、すべての子供・若者が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ東京」を提示し、また、20 の戦略の 1 つとして「子供の「伸びる・育つ」応援戦略」を提示しています。

(3) 稲城市の動向

①稲城市総合教育会議の設置

教育制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育等に関する一部の事務を市長と教育委員会が協議・調整するため、平成 27 年 4 月、「総合教育会議」を設置しました。

②稲城市教育大綱の策定

第二次稲城市教育振興基本計画との整合を図るとともに、これまで培ってきた稲城市における教育の伝統を重視した、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」を平成 27 年 5 月に策定しました。

③稲城市いじめ防止基本方針の策定

本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 27 年 4 月、「稲城市いじめ防止基本方針」を策定しました。

④稲城市スポーツ推進計画の策定

本市の掲げる「市民ひとり 1 スポーツ」を目標に、豊かなスポーツライフの実現に向けて、今後 10 年間に取り組むべきスポーツ施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 28 年 3 月、「稲城市スポーツ推進計画」（平成 28 年度～令和 7 年度）を策定しました。

⑤稲城市立学校の通学区域に関する基本方針の策定

稲城市立小・中学校に通学する児童・生徒に良好な教育環境を確保するため、学校規模や通学区域の見直しについての検討を行い、平成 29 年 9 月、「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針」を策定しました。

⑥稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針の策定

教育上特別の支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの能力等を最大限に伸ばすとともに、共生社会の実現に向けて、稲城市における特別支援教育のより一層の推進・充実を図るため、平成 30 年 5 月、「稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針」を策定しました。

⑦第三次稲城市子ども読書活動推進計画の策定

「第三次稲城市子ども読書活動推進計画」の平成 31 年度中の策定に向け、検討を進めています。

⑧第三次稲城市生涯学習推進計画の推進

平成24年度から令和3年度までの期間における「第三次稲城市生涯学習推進計画」について、市民の生涯学習の支援を行い、環境を整備するため、計画の推進を行っています。

⑨第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の策定

「第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画」の平成31年度中の策定に向け、検討を進めています。

⑩（仮称）第五次稲城市長期総合計画の策定

令和2年度中の策定に向け、検討を進めています。

2 第二次稲城市教育振興基本計画期間中の主な取組状況

(1) 家庭・学校・地域の連携

中学校ブロックごとに、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校PTA、幼稚園・保育所の保護者会、自治会関係者、青少年育成地区委員会、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更生保護女性会関係者、PTA連合会OB、学校支援コンシェルジュ、公民館・児童館関係者等、地域の様々な関係者による地域教育懇談会を実施し、健全育成の取組の充実及び関係機関の連携強化に努めてきました。

また、青少年問題協議会を通じて、家庭、学校、地域等の代表者に会議に参加していただき、情報共有を図り、青少年の健全育成環境の充実に取り組んできました。

(2) 相談事業

子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭の総合相談を実施するとともに、必要に応じて要保護児童対策地域協議会による組織的な養育支援を行ってきました。また、あそびの広場では駒沢女子大学健康栄養相談室の協力を得て栄養相談を行う等、相談機能の充実を図ってきました。

教育相談室においては、来室相談、電話相談や、学校・関係機関との連携により、子どもや保護者の不安や悩みに関する相談を実施してきました。

(3) 子育て家庭への支援

公民館、児童館等を利用した子育て講座や子育て中の親子同士が交流や情報交換を図る場の提供及び機会づくりを提供し、家庭の教育力の向上や家庭教育に関する学びの機会の充実、子育て中の保護者の孤立の解消に取り組んできました。

(4) 幼児教育

私立幼稚園協会を通じて私立幼稚園教諭の研修等を補助し、教育の質の向上を行い、適切な幼児教育を受ける機会の確保に努めてきました。

また、令和元年9月までは、私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金及び私立幼稚園就園奨励費補助金により、令和元年10月以降は幼児教育無償化の開始に伴い、私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金を継続するとともに、認定こども園・新制度幼稚園の保育料を無償化とし、私立幼稚園就園奨励費補助金に代えて子育てのための施設等利用給付を開始することで保護者の経済的負担軽減を図ってきました。

(5) 学校教育

全小・中学校が、E S Dを中心に据え、「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた児童・生徒の育成に取り組んできました。

学力調査の結果等を分析・活用し授業改善推進プランを作成・実施することにより、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、それらを活用する能力の育成に取り組んできました。

また、環境教育や防災教育、野沢温泉村宿泊体験等を通して、持続可能な社会の担い手の育成に努めるとともに、全小・中学校においてオリンピック・パラリンピック教育に取り組み、国際社会に貢献できる人材の育成に努めてきました。

学校運営連絡協議会においては、定期的な意見交換、協議を通して、地域に根ざした学校運営に取り組んできました。

(6) 教員に対する取組

初任者研修、中堅教諭研修、管理職研修、人権教育研修、教育相談研修等の研修事業の充実や、稲城市立学校教育研究会における小・中学校合同の研究の充実により、教員の資質と指導力の向上に向けて取り組んできました。

また、6つの中学校ブロックに学校支援コンシェルジュを配置し、地域全体で学校教育を支援する体制を強化するとともに、校務の効率化を通じて、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保を図ってきました。

(7) 特別支援教育

平成 29 年度にすべての小学校に、また平成 31 年度にすべての中学校に特別支援教室を設置するとともに、小学校特別支援学級設置校の増や難聴通級指導学級の新設等、特別支援教育における支援体制の構築に取り組んできました。また、各小・中学校に特別支援教育コーディネーターと校内委員会を置くとともに、特別支援指導補助員・介助員の配置等により、個々のニーズに応じた指導の充実を図ってきました。

(8) 学校施設・設備

第四次稲城市長期総合計画等に基づき、環境に配慮した学校施設の大規模改修等の工事を行うとともに、近年の夏場の猛暑に対応するため、特別教室等への空調設備の設置を進めました。また、災害発生時に有効活用できるよう、平成 27 年には災害時生活用水井戸をすべての小・中学校への整備を完了するとともに、防災発生時の情報収集手段では、小・中学校の体育館に通信機器の整備を進めてきました。

学校給食共同調理場については、施設・設備等の計画的な維持・管理や修繕を行い、円滑に安全な学校給食を提供するとともに、老朽化した第一調理場の建替移転工事に着手しました。

さらに、質の高い教育環境を提供するため、校内ネットワークや校務用パソコンの維持管理、環境整備を進めてきました。

(9) 生涯学習関連施設・設備

平成 28 年度から利用者の意見等を十分踏まえ、中央公民館ホールの大規模改修工事を行いました。

(10) スポーツ施設・設備

平成 28 年 4 月、稲城長峰スポーツ広場が管理棟の完成に伴い東京ヴェルディグループを指定管理者として全面オープンしました。この施設には平成 29 年 4 月にネーミングライツ制度を導入し、愛称を「稲城長峰ヴェルディフィールド」として、市民に親しまれる施設運営に努めてきました。

(11) 子どもたちの安全・安心な環境の確保

児童館、学童クラブ、平成 27 年 4 月からは、放課後子ども教室を小学校全 12 校で本格実施し、子どもたちの居場所を確保することや、スクールガード・リーダーの配置等の取組により、子どもたちが安全で安心に過ごせる環境づくりに取り組んできました。

また、防犯・犯罪被害防止教育、防災教育、交通安全教育、薬物乱用防止教室等を推進し、児童・生徒が自分自身で的確な判断をし、自らの身を守る力の育成に取り組んできました。

さらに、インターネットや携帯電話によるトラブルを未然に防ぐため、セーフティ教室等の実施や SNS¹（ソーシャルネットワーキングサービス）学校ルールの活用等を通して、情報モラル教育に取り組んできました。

(12) 公民館事業

地域の活動拠点としての公民館が、多種多様な主催講座を実施し、自主活動グループ設立の支援を行ってきました。また、地域住民の生活課題や地域課題を見据えて、効果的な学習機会の提供を行ってきました。

¹ SNS : Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

(13) 生涯学習支援事業

「いなぎICカレッジ」、「生涯学習宅配便講座」、「子ども100ポイントラリー」、「生涯学習人材バンク」事業の推進のほか、iプラザでは、生涯学習エリア、ホール、児童青少年エリア、図書館で多種多様な講座実施や活動場所の提供を行ってきました。

(14) 文化財保護の推進

歴史と文化財の内容を把握するために、文化財資料の調査に努め、平成28年度に「稲城市の民具第4集」、平成30年度に「稲城市の民具第5集」を発行しました。

また、平成29年度から3か年で、新規の文化財指定を行い、新たに埋蔵文化財4件、古文書資料5件、神社本殿建築4件の文化財を市指定有形文化財に指定し、合計32件の市指定文化財となりました。

(15) 図書館事業

地域の情報拠点としての図書館は、平成28年度の図書館システム更新において、中央図書館予約棚に利用者自身で貸出処理が行える「予約本受取コーナー」を設置しました。また、銀行の預金通帳をイメージした、通帳型ノートを読書通帳機械に差し込むと、借りた資料のタイトル・著者名・貸出日が印字される「読書通帳」を全館に導入しました。子どもの活字離れへの対策として、市内在住・在園・在学の中学生以下の子どもに無料発行してきました。

(16) スポーツ・レクリエーションの普及

年間を通して様々な事業を実施し、子どもから高齢者まで幅広い世代に対してスポーツ・レクリエーションの普及を図ってきました。だれもが身近で気軽にスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」、「ひろげる」、「つながる」仕組みづくりを整え、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化につなげてきました。

(17) スポーツ・レクリエーション環境の整備

学校教育に支障のない範囲で学校体育施設の個人開放及び団体開放を行い、市民が身近な場所でスポーツ・レクリエーションを楽しめる場の確保や環境づくりを図ってきました。

(18) スポーツ団体との連携・支援

各種中央大会に参加する市民に対し、稲城市体育協会を通して支援を行ってきました。

スポーツ推進委員協議会主管事業では、平成 30 年度には東京 2020 パラリンピック競技大会機運醸成の一環として第 1 回稲城市ボッチャ大会を開催しており、ヴェルディ支援推進事業では、市民と選手の交流等を通して市民が東京ヴェルディを応援してきました。こうした取組を通じて、市民が主体となったスポーツ・レクリエーション活動を推進してきました。

3 アンケート調査結果からみえる状況

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

計画策定にあたり、児童・生徒とその保護者の教育及び市民の生涯学習・スポーツに関する実態・意識を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

②調査の方法

調査名	対象者	調査方法	調査期間
小学生アンケート	3年生～6年生	学校配布・学校回収	平成30年12月
中学生アンケート	1年生～3年生	学校配布・学校回収	平成30年12月
保護者アンケート	小学5年生、中学2年生の保護者	学校配布・学校回収	平成30年12月
市民アンケート	市内在住16歳以上	郵送	平成30年12月～平成31年1月

③回収状況

調査名	配布数	回収数	回収率
小学生アンケート	1,290	1,279	99.1%
中学生アンケート	576	568	98.6%
保護者アンケート	540	413	76.5%
市民アンケート	2,000	662	33.1%

(2) 小学生アンケート及び中学生アンケート

①学校について

- 各教科等の授業の楽しさについて、『楽しい』（「楽しい」又は「少し楽しい」）と回答したのが、小学生ではどの教科等も7割以上となっており、「図工」、「体育」では9割以上となっています。中学生では「道徳」が55.3%、「数学」が62.9%、「英語」が65.8%で、それ以外はほぼ7割以上となっています。学年別にみると、『楽しい』が「算数・数学」、「理科」、「体育・保健体育」、「特別の教科 道徳」、「総合的な学習の時間」で、概ね学年が上がるにつれて減少傾向にあります。
- 各教科の授業の理解度は、『分かる（できる）』（「よく分かる（できる）」又は「どちらかといえば分かる（できる）」）と回答したのが、小学生ではどの教科も8割以上となっています。中学生では「数学」が72.2%、「英語」が72.9%で、それ以外はほぼ8割以上となっています。学年別にみると、『分かる（できる）』が「国語」で中学校3年生が79.4%（他

の学年は9割以上)、「外国語／英語」で中学校2年生が62.1% (他の学年は7割台半ば以上)と少なくなっています。また、「音楽」、「図工・美術」、「体育・保健体育」で概ね小学校6年生から学年が上がるにつれて減少傾向にあり、「算数・数学」、「理科」では中学生から減少し始めています。

- 今学んでいることが将来に役立つと『思う』(「そう思う」又は「どちらかといえば、そう思う」)という回答は、小学校3年生では92.6%ですが、学年が上がるにつれて減少し、中学校3年生では73.0%となっています。
- 最近困っていることや心配になることについては、「勉強のこと」が小学校3年生では11.1%ですが、学年が上がるにつれて増加し、中学生以上では4割を超え、中学校3年生では49.5%となっています。「進路のこと」(中学生のみ)は中学校1年生では17.5%ですが、学年が上がるにつれて増加し、3年生では52.0%となっています。また、「部活動のこと」(中学生のみ)は中学校2年生が25.8%と多くなっています。一方、「からだのこと」、「登下校時の安全のこと」、「いじめに関すること」は学年が上がるにつれて減少傾向にあります。また、「特にない」は小学校3～6年生は5割前後ですが、中学校1年生になると33.1%、3年生では24.5%まで減少しています。
- 小学校6年生が中学校入学後に心配なことは、「定期テスト」が56.9%で最も多く、次いで「授業の内容や進め方」が54.0%、「先輩・後輩関係」が46.3%となっています。
- 中学校1年生が中学校入学後に戸惑ったことは、「定期テスト」が66.9%で最も多く、次いで「授業の内容や進め方」が34.9%、「部活動」が28.9%、「友人関係」が28.3%となっています。

②家や地域での様子について

- 家の手伝いを『している』(「している」又は「どちらかといえば、している」)と回答した小学生は8割弱、中学生は7割となっており、小学校6年生以降でやや減少しています。前回調査と比較すると、『している』が小学生でやや減少しています。
- 近所の人に会ったときは、あいさつを『している』(「している」又は「どちらかといえば、している」)と回答した小学生・中学生はどの学年も8割以上となっています。前回調査と比較すると、『している』が中学校2年生以外の学年では減少しています。
- 就寝時間は、学年が上がるにつれて遅くなる傾向にあり、「午後11時以降」では中学校2年生が63.6%、3年生が80.4%となっています。また、「午前0時より後」では中学校3年生は39.2%となっています。
- 学校以外の1日の読書時間は、「全くしない」が小学校3年生では13.3%ですが、学年が上がるにつれて増加し、中学校3年生では45.1%となっています。前回調査と比較すると、小学生の読書時間が減少しています。
- 1日の運動時間(クラブ、部活動を含むが、体育の時間は入らない)は、「全くしない」が小学校3～5年生では5%前後ですが、6年生以上では1割以上となっています。前回調査と比較すると、小学生の運動時間が減少しています。
- 地域の行事に『参加している』(「参加している」又は「どちらかといえば、参加してい

る)」という回答は、小学校4年生では70.4%ですが、学年が上がるにつれて減少し、中学校3年生では41.2%となっています。

③ゲーム機、インターネット、携帯電話、スマートフォン等の利用について

- 1日当たりのゲーム機、インターネット、携帯電話、スマートフォンの使用時間は、「2時間以上」では小学校3年生の23.5%から学年が上がるにつれて増加し、中学校2年生が53.5%で最も多くなっています。前回調査と比較すると、小学生・中学生とも使用時間が増加しています。
- 携帯電話・スマートフォンを「持っていない」という回答は、小学校3年生で23.8%、4年生で33.8%で、その後学年が上がるにつれて減少し、中学校1～3年生では1割台後半となっています。前回調査と比較すると、「持っていない」という回答は、どの学年でも減少しています。
- 携帯電話やスマートフォン等を利用して、困ったことや嫌な思いをしたことについて、中学生の60.0%が「特に困ったことや、嫌な思いをしたことはない」と回答している一方、「使っていて夢中になり、勉強やほかにしなければいけないことができなくなる」が24.5%となっています。

④自分自身と将来のことについて

- 自分にはよいところが『あると思う』（「あると思う」又は「どちらかといえば、あると思う」）という回答は、小学校3～5年生では8割前後ですが、小学校6年生～中学校3年生では7割前後となっています。
- 将来の夢や目標を『持っている』（「持っている」又は「どちらかといえば、持っている」）という回答は、小学校3年生では90.1%ですが、学年が上がるにつれて減少し、中学校1・2年生では7割、3年生でやや増加して75.5%となっています。前回調査と比較すると、『持っている』が小学生で減少しています。
- 将来、なりたい職業が「ある」という回答は、小学校3・4年生では8割ですが、学年が上がるにつれて減少し、中学校1・2年生では6割台半ば、3年生でやや増加して69.1%います。前回調査と比較すると、『ある』が小学生で減少しています。

（3）保護者アンケート

①家庭での子どものしつけ、教育について

- 子どもに家事を手伝わせる等家庭の一員としての役割を『与えている』（「与えている」又は「どちらかといえば、与えている」）と回答した保護者は7割台半ばとなっています。
- 地域の行事に子どもと一緒に『参加している』（「よく参加している」又は「時々参加している」）と回答した保護者は5割強となっています。校種別にみると、小学校5年生の保護者が6割強、中学校2年生の保護者が3割台半ばとなっています。
- 家庭教育で重視していることは、「あいさつや行儀、礼儀作法」が77.7%で最も多く、次

いで「ルールや決まりを守らせること」が71.2%、「規則正しい生活習慣」が67.8%となっています。

②子どもの通う学校について

- PTA活動やボランティア活動による学校の支援を『行っている』（「よくする」又は「時々する」）と回答した保護者は7割弱となっています。校種別にみると、小学校5年生の保護者が7割、中学校2年生の保護者が6割強となっています。
- 学校行事や学校の支援に『参加しない』（「あまりしない」又は「まったくしない」）と回答した人の理由は、「時間がないから」が51.4%で最も多く、次いで「人間関係がわずらわしいから」が9.8%、「活動が大変だから」が9.2%となっています。

③子どもに関する悩みごとについて

- 子どもの教育に関して、困ったり悩んだりすることについては、「日常的に悩みを抱えている」が14.8%、「時々悩むことがある」が64.6%と、保護者の8割弱が悩んでいると回答しています。
困ったり悩んだりしている内容は、「学力、勉強のこと」が56.4%で最も多く、次いで「生活態度や習慣、性格に関すること」が49.7%、「友人関係」が39.0%となっています。

④稲城市の取組について

- 保護者の稲城市の学校教育に対する満足度は、『満足している』（「満足している」又は「やや満足している」）という回答が7割弱となっています。校種別にみると、小学校5年生の保護者が7割強、中学校2年生の保護者が6割強となっています。
- 保護者が、今後、稲城市の学校教育で特に力を入れる必要があると思うことは、「少人数指導・習熟度別による授業」が24.2%で最も多く、次いで「先生の資質・指導力の向上」が24.0%、「将来の自立に向けた教育（キャリア教育）」が16.2%、「学力向上に向けた取組み」が16.0%となっています。

（参考）子育てについて（子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告¹）

- 保護者が子育てで感じていることは、「楽しいと感じることの方が多い」が、就学前児童の保護者が61.0%、小学生の保護者が63.8%となっています。
- 就学前児童の保護者が、子育てに関して日頃悩んでいることまたは気になることの様子は、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が42.4%で最も多く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が41.0%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が39.0%となっています。
- 就学前児童の保護者が市に対して子育て支援の充実を期待していることは、「保育所や幼稚園、学校にかかる費用負担を軽減してほしい」が32.9%で最も多く、次いで「子連れで

¹ 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告：第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画策定に必要な情報を得るため、子育て家庭や中学生本人の生活実態の動向分析等、ニーズ調査行ったもの。

も出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 28.7%、「児童手当や子どもの医療費助成の充実」が 27.5%となっています。

(4) 市民アンケート

①生涯学習について

- この1年間に行った学習活動は、「趣味に関すること（絵画、民謡、手工芸）」が 27.3%、次いで「体育、スポーツ・レクリエーションに関すること」が 23.0%、「仕事に関連するもの（会社での研修や学校での授業等を除く）」が 22.2%となっています。一方、「学習活動をしていない」は 27.5%となっています。
- 学習活動を行う上での支障は、「仕事や家事が忙しくて時間がない」が 43.7%で最も多く、次いで「費用がかかる」が 24.2%、「(学級・講座の) 時期や時間が自分に合わない」が 17.8%、「きっかけがつかめない」が 17.4%となっています。
- 学習活動を行っていく上で希望する支援は、「情報提供の方法を充実させる」が 35.0%で最も多く、次いで「施設への移動や交通の便を良くする」が 31.3%、「施設を平日や夜間にも開放する」が 30.2%となっています。

②運動・スポーツについて

- この1年間に行った運動やスポーツは、「ウォーキング、散歩」が 65.6%で最も多く、次いで「体操（ラジオ体操、エアロビクス、縄跳び等）」が 25.1%、「ランニング、ジョギング」が 16.2%となっています。一方、「運動やスポーツはしなかった」は 8.2%となっています。

現在の運動やスポーツの実施頻度については、「もっと増やしたい」が 67.8%で最も多く、次いで「満足している」が 28.6%となっています。

「運動やスポーツをしなかった」と回答した人の理由は、「仕事や家事・育児が忙しく、時間がないから」が 38.9%で最も多く、次いで「年をとったから」が 22.2%、「運動・スポーツをする機会がなかったから」が 18.5%となっています。
- 運動やスポーツをもっと振興させるために、今後市に力を入れてもらいたいことは、「年齢層にあったスポーツ・レクリエーションプログラムの開発普及」が 33.2%で最も多く、次いで「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が 22.5%、「地域のクラブやサークルの育成」が 22.2%となっています。

4 稲城市の教育の課題

(1) 本市の地域特性について

本市が、まちづくりの進展により、自然環境の変化や世代間での地域文化の継承等教育環境が変わりつつあることや、人口増加が続いている一方で高齢化が進行していること等を踏まえつつ、本市の教育を展開していく必要があります。

⇒ 本市の自然や文化・伝統等の地域資源を生かした教育を推進します。また、高齢化に対応した生涯学習の推進や、児童・生徒数の変動を見据えた教育基盤の整備・充実を推進します。

(2) 子どもの生活習慣について

子どもたちの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

本市では、子どもたちの1日の読書時間、運動時間は、学年が上がるにつれて少なくなる傾向が見られます。また、就寝時間も学年が上がるにつれて遅くなる傾向が見られます。

放課後や家庭等の授業以外の場における学習や読書、運動等の活動の習慣付けや、睡眠時間等の基本的な生活習慣を身に付けることが望まれます。

⇒ 「早寝、早起き、朝ごはん」やあいさつ等、基本的な生活習慣や生活マナー等を身に付けさせる取組を推進します。

「自分から学習、自分から読書、家庭の中の一仕事」の取組を推進します。

(3) 子ども自身の意識について

子どもたちの心身の健やかな成長が望まれる中、学業や友人関係等様々な悩みや不安を抱えている子どもたちがいます。

本市では、困りごとや心配ごとを抱えている子どもたちの割合について、友人関係に関しては、学年が上がるにつれて、小学生では多くなりますが、中学生になると少なくなっています。また、いじめに関しては、小・中学生ともに学年が上がるにつれてその割合が少なくなっています。その一方で、勉強や進路については、中学生でその割合が多くなっています。また、自己肯定感について、「自分に良いところがあると思うか」について、「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」が合わせて小学生で78.0%、中学生で69.3%と、概ねよい値を示していますが、全都的な傾向と同じように学年が上がり、自分自身の自己分析力が高まるにつれて低くなる傾向にあります。

子どもたちが自分の悩みや不安を気軽に相談できるようにするとともに、悩みや不安を解決できるよう、相談支援の充実が求められます。また、ボランティア活動や自然体験活動、職業体験等の様々な体験活動を通して、主体的に取り組んだことの成功体験を積み重ねること

により、自己肯定感等をさらに高める取組の推進が求められます。

⇒ 子どもや保護者の相談体制を充実することで、子どもたちの豊かな心の育成を図ります。
また、将来に向けて社会的に自立ができるよう、キャリア教育・職業教育等の体験を通じた教育を推進します。

(4) 家庭の状況について

近年、核家族やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容や、共働き家庭の増加や就労形態の多様化が進む中で、子育てに関する親の負担が増し、子どもの教育に不安や悩みを抱える親が少なくありません。

本市においても、子どもの生活態度や習慣、勉強や進路、友人関係等について、多くの保護者が悩みを抱えている状況があります。

家庭はすべての教育の出発点であることを踏まえ、親子の学びや育ちを支援することが求められます。また、そのための仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組も求められます。

⇒ 家庭教育を担う保護者への支援や、家庭、学校及び地域間の連携により、家庭の教育力の向上を図ります。

(5) 地域の状況について

家庭環境の多様化が進む一方、地域もまた近所とのつきあい方等に対する個人の意識の変化や地縁的なつながりの希薄化等、地域における教育環境も変化しつつあり、従来地域が有していた地域の教育力の低下が指摘されています。

本市では、地域の行事に参加している子どもたちは、学年が上がるにつれて少なくなっています。

また、地域の団体や組織（自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、同好会等）への市民の参加意向について、令和元年に行った市民意識調査では、5年前と比較して、「現在参加していないが、今後は参加したい」という市民が減少している一方で、「現在参加しておらず、今後も参加したくない」という市民が増加しています。

地域の団体や組織の参加に対する市民の関心が低下する等、地域の結びつきが弱まりつつある状況を改善していくための取組が求められます。

⇒ 学びの場を通じた地域住民の地域活動等への主体的な参加や積極的な協力を促進し、地域の教育力向上の推進につなげるため、情報発信等を行います。

(6) 幼児教育について

近年、幼児教育の重要性への認識が高まっています。また、国は幼児教育の無償化を実施しています。

幼児教育の重要性にかんがみ、本市においても、幼稚園や保育所、認定こども園等における就学前教育の質の向上を図るとともに、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組の推進が求められます。

⇒ すべての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を確保するため、幼児教育の充実を推進します。

(7) 学校教育について

本市の子どもたちの多くが、学校に行くのは楽しいと思っています。また、多くの子どもが、「授業が楽しい」、「授業の内容がわかる」と思っていますが、学年が上がるにつれて少なくなる傾向が見られます。

子どもたち一人ひとりが、充実した楽しい学校生活を送れるように、また、学ぶことの目的や意味を理解しながら授業に参加できるように教育活動を行うことが求められます。特に、小学校から中学校への移行期には、「授業の内容や進め方」や「定期テスト」等の学習面に心配や戸惑いを感じている子どもたちが多くいることから、授業の工夫・改善を図る等し、子どもたちに確かな学力を身に付けさせることが求められます。併せて、将来に向けて新たな環境にも柔軟に対応できるように、生きぬく力を育成することが必要です。

また、学校に対するニーズがますます複雑化し、その役割が多様化する中で、学校教育で最も重要な学習指導に教員が専念できる環境づくりを進め、その質の向上を図るとともに、保護者や地域の住民の信頼を得ていくことが求められます。

⇒ 子どもたちに確かな学力を身に付けさせるための質の高い授業や適切な教育指導を行うことができるよう、教員の資質・能力を高めるための研修や教育研究等の充実を図ります。併せて、校務の効率化を図る環境整備や研修の精選等をし、教員の授業作りの時間を確保します。

また、子どもたちの生きぬく力の育成に向け、学校と家庭、地域が連携・協力し、地域に開かれた特色ある学校づくりを行うとともに、E S Dを推進します。

(8) 教員の状況について

子どもたちの教育に直接携わる教員に対する期待は大きく、保護者や地域の住民の信頼を得ていくと共に、学習指導や生徒指導、部活動等、幅広い対応力が求められています。一方で、働き方改革のための取組が社会全体として進む中で、幅広い業務を担う教員の長時間勤務の問題が指摘されています。

児童・生徒に質の高い教育を行うためには、教員の指導力の更なる向上を図るとともに、学校の組織的な対応力を高めることが必要です。また、教員の働き方改革の重要性、ワーク・ライフ・バランスを関係機関や市民に理解していただきながら、教員の負担軽減に取り組む必要があります。

⇒ 教員の資質・能力の向上を図るとともに、様々な人材を活用し学校組織として指導体制の整備を推進します。

また、教員が行っている業務を見直し、削減や効率化を図るとともに、教員の働き方改革について子ども、保護者はもとより市民の理解を得られるように努めます。教員が、自らの私生活においても育児、介護、趣味や学習等、多様な生き方を選択、実現できるようにすることで、やりがいや充実感を持ちながら働き、また教員が学習指導や児童・生徒指導等の本来の業務にその能力を最大限に発揮できる環境整備を推進します。

(9) 特別な支援を必要とする子どもの状況について

家庭の事情や子ども自身の心身の状態等様々な理由により、教育を受ける上で様々な困難を抱えている子どもたちがいます。

特別な支援を必要とする子どもたちの早期発見・早期対応を図り、適切な教育的支援を行う必要があります。

⇒ 教育相談室等、関係機関と連携し、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を推進します。

(10) 教育施設・設備について

厳しい財政事情を鑑みると、多額の経費を必要とする教育施設の改修工事等は、市単独では実施することが困難になってきています。また、災害発生時に備えた施設・設備の維持管理が必要となっています。さらに、教育現場の更なるICT¹化が求められており、そうした環境整備を行うためには財源の確保が必要となっています。

⇒ 国や東京都の補助金等の財源を活用し、財政への影響を可能な限り抑えながら、今後も施設・設備の計画的な整備と適切な維持管理を推進します。また、学校の地域防災拠点としての機能強化を図ります。

(11) 安全・安心な教育環境について

児童・生徒の生命を守るために、学校においても様々なアレルギー疾患への適切な対応が求められています。また、子どもたちは、放課後や学校が休みの日には、友達と外で遊んだり、塾や習い事に通ったりと、外出する機会が多くあります。

しかし、子どもたちを取り巻く環境には、交通事故や犯罪被害、有害情報や薬物乱用、さらに、首都直下地震をはじめとした自然災害等、様々な危険が潜んでいます。

子どもたちを取り巻く身の回りの危険に対して、普段から、子ども自身が「自分の安全は自分で守る」という意識をもつよう促す必要があります。また、家庭・学校・地域住民・関係機関が連携・協力し、安全・安心に過ごせる環境づくりへの取組が求められます。

¹ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

また、ICTが社会に浸透し、子どもたちがパソコンやスマートフォン等を利用する機会が多くなっている一方で、SNSを利用したトラブルや犯罪に巻き込まれる等の事態が生じています。

本市においても、携帯電話やスマートフォンの所持や、インターネットを利用する子どもたちが増加していることから、インターネット上の有害情報、個人情報の漏えい、悪徳商法、ネット依存症等の問題への対応が求められます。

⇒ 子どもを身の回りの様々な危険から守る安全教育を推進します。

(12) 市民の生涯学習について

変化の激しい社会を生きぬいていくために、生涯学習の必要性が高まっています。

本市では、これまで学習活動を行っていなかったが、今後は行いたいという市民、また、これまでも学習活動を行っており、今後さらに行いたいという市民が多くいます。一人ひとりの市民が気軽に学習活動を行えるよう、情報提供の充実、学習活動しやすい時間・場所の設定等の支援を行うことにより、生涯学習を一層推進していくことが求められます。その際、年齢や性別等によって学習内容や目的、身に付けた知識・技能や経験の生かし方も異なることを踏まえ、それぞれのニーズに応じた施策を展開していくことが重要です。

⇒ だれもが生涯を通じて学び、学んだ知識・技能や経験を生かして活躍できるよう、生涯学習を一層推進します。

(13) 市民の健康、運動・スポーツについて

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に控え、市民の運動・スポーツに対する関心はますます高まっています。一方で、健康寿命の延伸や社会全体での医療費抑制が求められる中で、一人ひとりの市民が主体的に運動・スポーツに取り組む必要性が高まっています。

本市においても、市民の運動やスポーツに対するニーズが高いことから、運動・スポーツに取り組める機会や環境の整備充実が求められます。その際、年齢層に応じたプログラムの提供、各種スポーツ行事・大会・教室の開催、地域のクラブやサークルの育成等、市民のニーズを踏まえながら施策を展開していく必要があります。

⇒ すべての市民が、生涯にわたって運動・スポーツに親しめるよう、運動・スポーツに関する施策を推進します。

第3章 稲城市が目指す教育

「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」を踏まえ、以下の「教育目標」、「教育基本方針」及び「施策の柱」を定めます。

1 教育目標

教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成にあります。

家庭を教育の基盤としながら、幼児期から青年期までの年代の子どもたちが、様々な取組を通じて、将来を生きぬく力をもった、社会・地域に貢献できる人間を目指します。

また、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習する意欲をもち、その成果を活かすことができる人間を目指します。

教育目標

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を尊重し、思いやりの心や社会生活のルールを身に付けることを目指します。

○社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間

社会に貢献しようとする精神を身に付けることを目指します。

○自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間

子どもたち一人ひとりの思考力を高め、判断力、表現力などを身に付けることを目指します。

○生涯にわたり学習意欲と社会参加意識を持った人間

自己の人格を磨き、個人の生活を充実させ、世代を超えたコミュニティを形成し、活力ある社会を築いていける力を身に付けることを目指します。

2 教育基本方針

先に挙げた教育目標を達成するために、以下の基本方針を定め、総合的に教育施策を推進します。

基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての大人と子どもが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を尊重し、思いやりの心や社会生活のルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育みます。そのために、人権教育、道徳教育及びふるさと稲城への愛着や誇りを育む教育と機会、未来を生きぬく力を育てるための地域・社会体験や自然体験、交流活動などを充実します。

基本方針 2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化や絶え間ない技術革新等により、加速度的に変化する社会にあって、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることができるように、子どもたち一人ひとりの生きぬく力を育みます。そのために、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の3つの柱に沿って、知・徳・体の調和のとれた教育を推進します。

基本方針 3 「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進

稲城らしさに立脚した市民感覚を重視し、子ども、保護者、地域にとって魅力ある教育を発信する透明性の高い、地域と共にある学校を目指します。そのために、地域の特性を踏まえつつ、広域的な視点に立ち、自律的な学校経営の改革を支援するとともに、大学などとの連携や広く市民の教育参画を推進します。

基本方針 4 「生涯学習」と「スポーツ」の振興

人生100年時代を見据え、個人の生活を充実させ、世代を超えたコミュニティを形成し、活力ある社会を築いていくことのできる力を育みます。そのために、市民が生涯にわたり、自ら学び、伝統を尊び、歴史・文化財、文化・芸術、読書やスポーツ・レクリエーションに親しみ、学んだことや経験を活かして活躍できる環境を整えます。

3 施策の柱

これまで本市が進めてきた、すべての市民が参画する教育の一層の推進を図りながら、本計画が目指す教育目標の実現に向けて、次の3つを施策の柱として掲げます。

施策の柱

I

家庭や地域における学びの推進と連携

家庭・学校・地域が連携しながら、家庭の教育力の向上、幼児期からの教育の推進、地域力を高め活かす教育の推進を目指します。

施策の柱

II

「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進

確かな学力、豊かな心や創造性、健康で安全に生活する力を育み、持続可能な社会づくりの担い手を育成するとともに、本市にふさわしい教育環境の整備、施設・設備の充実を目指します。

施策の柱

III

市民の生涯にわたる学習活動の振興

市民一人ひとりの状況に応じ、いつでも・どこでも・だれでも・なんでも・どのようにでも生涯にわたって学習活動に取り組めるまちづくりを目指します。

第4章 計画の体系

教育目標	基本方針	施策の柱 (基本的方向)	施策の方向性	主な施策
<p>○生涯にわたり学習意欲と社会参加意識を持った人間</p> <p>○自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間</p> <p>○社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間</p> <p>○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間</p>	<p>基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成</p> <p>基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長</p> <p>基本方針3 「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進</p> <p>基本方針4 「生涯学習」と「スポーツ」の振興</p>	<p>Ⅰ 家庭や地域における学びの推進と連携</p> <p>Ⅱ 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進</p> <p>Ⅲ 市民の生涯にわたる学習活動の振興</p>	1 家庭の教育力の向上	(1)家庭教育への支援
			2 幼児期からの教育の推進	(1)幼児教育の充実 (2)幼児教育への支援
			3 地域力を高め活かす教育の推進	(1)仕事と生活の調和による市民の教育参加の推進 (2)地域人材と連携した教育の推進 (3)青少年の健全育成
			1 確かな学力の育成	(1)「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養
			2 豊かな心や創造性の涵養	(1)人権教育の推進 (2)道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
			3 健康で安全に生活する力の育成	(1)体力向上を図る取組の推進 (2)健康教育・食育の推進 (3)安全教育・安全確保の推進
			4 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育(ESD)の推進	(1)環境・防災・国際理解などの社会の変化に自律的に対応できる力の育成 (2)社会的・職業的自立を図る教育の推進
			5 教育環境の整備	(1)教員の資質・能力の向上 (2)教員が子どもと向き合う時間の確保 (3)特別支援教育の充実 (4)学校経営・学校評価の充実 (5)学校図書館の充実 (6)就学困難な子どもへの援助の推進
			6 学校施設・設備の充実	(1)学校施設などの整備の推進 (2)学校給食共同調理場の施設の充実
			1 生涯学習の推進	(1)学びの提供や支援 (2)生涯学習活動の「担い手」の育成支援 (3)文化財の保護と普及 (4)郷土資料室と文化財保管の充実 (5)文化・芸術の振興 (6)図書館資料の充実整備 (7)市民の学習を支援する図書館サービスの充実 (8)子どもの読書活動の推進
			2 スポーツ・レクリエーション活動の振興	(1)スポーツ・レクリエーション活動の普及 (2)スポーツ・レクリエーション環境の整備 (3)スポーツ・レクリエーション活動の支援 (4)スポーツ・レクリエーションを活用した魅力あるまちづくり



第2編

各論

第1章 家庭や地域における学びの推進と連携

1 家庭の教育力の向上



家庭教育は、すべての教育の出発点であり、保護者が第一義的責任を有しています。

しかし、近年の家族形態の変容や地域のつながりの希薄化等を背景に、子育ての悩みを抱えたまま孤立しがちな家庭、さらには児童虐待の問題などが深刻化しており、社会全体で子育てや家庭教育を支えていくことが求められています。

本市では、公民館や児童館等における講座などの学習機会の提供、子育てサポーターの養成などを通じて、親子の成長や仲間づくりのための取組を行ってきました。また、子ども家庭支援センターや教育相談室では、保健、福祉、心理、教育などの各専門の相談員が、保護者や子どもたちからの多くの相談に対応してきました。

保護者アンケート調査結果によると、家庭教育で重視していることとして、「あいさつや行儀、礼儀作法」、「ルールや決まりを守らせること」、「規則正しい生活習慣」等の回答が上位に挙がっています。

こうした社会生活に必要な基本的な生活習慣等を子どもたちに身に付けさせるためには、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育の大切さを地域全体で共有して子育て家庭を支えていくことが重要です。

測定指標	現状
子どもの教育に関して悩んでいる保護者のうち、相談できる人がいると答えた割合の向上【令和元年保護者アンケート調査結果】	保護者 87.9%
家族と毎日あいさつをしていると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生・保護者アンケート調査結果】	小学生 87.7% 中学生 86.3% 保護者 95.9%

(1) 家庭教育への支援

【取組の方向性】

- ・すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭、幼稚園、保育所、認定子ども園、学校、地域、その他関係機関による総合的な家庭教育支援の充実を図ります。
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」やあいさつなど、望ましい生活習慣や生活マナーなどを身に付ける取組を家庭・地域と連携し推進します。

- ・家庭教育の充実のために、「自分から学習、自分から読書、家庭の中の一仕事」を子どもと家庭へ働きかけます。
- ・広報、学校だより、ホームページなどを活用し、家庭教育に資する情報を提供します。
- ・子どもの成長段階に応じた関わり方や、子育てに関する様々な不安や悩みに関する相談機能の充実を図ります。
- ・公民館、図書館、児童館、子育て支援事業などを通じ、家庭教育に関する学びの機会の充実を図ります。
- ・子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て家庭のネットワークづくりに向けた支援の充実を図ります。

【主な取組】

取組名	1-1-(1)-① 地域教育懇談会	担当課	指導課
概要	<p>中学校ブロックごとに、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校PTA、幼稚園・保育所の保護者会、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更正保護女性会関係者、PTA連合会OB、学校支援コンシェルジュ、公民館・児童館関係者など、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会を実施します。</p>		
取組名	1-1-(1)-② 健康・安全指導の充実	担当課	指導課
概要	<p>学習指導要領に基づき、児童・生徒が健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、心身の健康の保持増進に関する取組の充実を図ります。</p>		
取組名	1-1-(1)-③ 第三次稲城市食育推進計画の推進	担当課	健康課
概要	<p>子どもの基本的な生活習慣の形成は、生活リズムの向上を図ることが重要です。朝食をとることや早寝早起きを実践し、学校、地域、民間団体等の協力を得ながら「早寝、早起き、朝ごはん」運動等を推進します。</p>		
取組名	1-1-(1)-④ 第三次稲城市子ども読書活動推進計画の推進	担当課	図書館課
概要	<p>読書は、言葉や感性を磨き、想像力を高め、創造力を豊かにします。学校・家庭・地域・図書館であらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書を行い、生きぬく力を育むことができるよう、子どもの読書活動を支援し推進します。</p>		

取組名	1-1-(1)-⑤ 情報の提供	担当課	各課
概要	広報、生涯学習だより「ひろば」、学校だより、ホームページなどにより、家庭教育に資する情報提供の充実を図ります。		
取組名	1-1-(1)-⑥ 教育相談事業	担当課	指導課
概要	教育相談室で児童・生徒や保護者、教員を対象に子どもの不安や悩みに関する相談を実施します。		
取組名	1-1-(1)-⑦ 子どもと家庭の総合相談	担当課	子育て支援課
概要	18歳未満の児童を育てる家庭が抱える課題・問題に関して専門相談員による総合的な相談を実施します。		
取組名	1-1-(1)-⑧ 要保護児童対策地域協議会	担当課	子育て支援課
概要	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のために、代表者会議では要保護児童対策の検討及び関係機関の連携を強化、実務者会議では要保護児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握・進行管理等について協議・検討、個別ケース検討会議では個別の案件について具体的な支援の内容を検討します。		
取組名	1-1-(1)-⑨ 子育てサポーター養成	担当課	子育て支援課
概要	子育てに関する知識や情報を身に付け、子育て支援ができる人材を養成し、ボランティア団体として児童館等で地域の親子と遊び、育児の相談や話し相手として活動を行います。活動を支援し、養成講座修了者に対して、質の継続、向上をします。		
取組名	1-1-(1)-⑩ 生涯学習宅配便講座	担当課	生涯学習課
概要	子育てに関するテーマなど、10人以上のグループからの申請により、市職員や市民ボランティア講師を派遣し出前講座を実施します。		
取組名	1-1-(1)-⑪ 子育て講座・親子交流事業	担当課	子育て支援課・児童青少年課・生涯学習課
概要	公民館や児童館などを利用して、子育て講座や子育て中の親子同士が交流や情報交換を図る場の提供や機会づくりを推進します。		

2 幼児期からの教育の推進



幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

質の高い幼児教育を提供するために、平成27年4月には子ども・子育て支援新制度が開始され、令和元年10月からは幼児教育の無償化が実施されるなど、幼児教育の重要性への認識が一層高まっています。

本市では、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域の交流や連携を進め、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ってきました。また、私立幼稚園協会を通じて私立幼稚園の教員研修等の補助を行うなど、幼児教育の質の向上を図ってきました。さらに、相談窓口の拡充、保護者の経済的負担軽減など、幼児期の教育を総合的に支援する体制の充実を図ってきました。

今後は、幼児期の教育と小学校教育の接続を一層推進するなど、幼児期の教育の更なる充実を図ることが重要です。また、幼稚園、保育所、認定こども園等が、家庭と連携して子どもたちの健やかな育ちを支援していくことが重要です。

測定指標	現状
幼稚園、小学校、中学校などの教育に満足していると答えた割合の向上【令和元年市民意識調査結果】	市民 33.9%

(1) 幼児教育の充実

【取組の方向性】

- ・家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域の交流や連携を通じ、幼児一人ひとりの人格形成の基礎を培うとともに、幼児期の教育から小学校教育への環境変化に対応できるよう、円滑な接続を図ります。また、子どもたちの発達や学びの連続性を重視した、保幼小中を貫く教育の連携を推進します。
- ・幼児教育の振興と充実を図ることを目的に、私立幼稚園協会に対する補助などを通じて適切な幼児教育を受ける機会の確保に努めます。

【主な取組】

取組名	1-2-(1)-① 地域教育懇談会(再掲)	担当課	指導課
概要	<p>中学校ブロックごとに、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校PTA、幼稚園・保育所の保護者会、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更正保護女性会関係者、PTA連合会OB、学校支援コンシェルジュ、公民館・児童館関係者など、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会を実施します。</p>		
取組名	1-2-(1)-② 幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な接続	担当課	指導課・子育て支援課
概要	<p>幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流や情報交換や、スタートカリキュラム¹の実施などにより、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。</p>		
取組名	1-2-(1)-③ 子育て講座・親子交流事業(再掲)	担当課	子育て支援課・児童青少年課・生涯学習課
概要	<p>公民館や児童館などを利用して、子育て講座や子育て中の親子同士が交流や情報交換を図る場の提供や機会づくりを推進します。</p>		
取組名	1-2-(1)-④ 私立幼稚園協会補助金	担当課	子育て支援課
概要	<p>幼児教育の振興と充実を図ることを目的に、私立幼稚園協会に対して、園長・教諭などの研修費、特別支援教育費などを補助します。</p>		

¹ スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

(2) 幼児教育への支援

【取組の方向性】

- ・ 保護者の幼児教育における経済的負担の軽減や相談事業を実施し、適切な幼児教育を受ける機会の確保に努めます。

【主な取組】

取組名	1-2-(2)-① 幼児教育・保育の無償化	担当課	子育て支援課
概要	幼稚園等に在籍する保護者の経済的負担の軽減を目的に、国制度に基づき、認定こども園・新制度幼稚園の保育料を無償化とし、新制度に移行していない幼稚園等利用者に対して、子育てのための施設等利用給付を行います。		
取組名	1-2-(2)-② 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	担当課	子育て支援課
概要	私立幼稚園等に在籍する幼児の経済的負担の軽減を目的に、国制度の幼児教育・保育の無償化に加えて、保育料等の一部を補助します。		
取組名	1-2-(2)-③ 子どもと家庭の総合相談（再掲）	担当課	子育て支援課
概要	18歳未満の児童を育てる家庭が抱える課題・問題に関して専門相談員による総合的な相談を実施します。		
取組名	1-2-(2)-④ 幼児期読書支援事業	担当課	図書館課
概要	絵本の読み聞かせ、おはなし会などの事業を通して本の楽しさを知る機会を作ります。		

3 地域力を高め活かす教育の推進



地域を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人のつながりの希薄化が懸念されている中であって、これからの地域コミュニティを維持発展させていくためには、地域の教育力を活かした地域づくりが求められます。

本市では、自治会、PTA、青少年関係団体、ボランティア団体などの様々な分野で地域と子どもたちを支える主体と連携し、世代間交流や伝統行事を通して、青少年の健全育成などに取り組んできました。

また、多様な市民がこれまでの経験や専門性を活かし、学校支援コンシェルジュとして学校の教育活動に協力したり、人材バンクに登録して地域活動で活躍しています。

一方、地域の団体や組織の参加に対する市民の関心が低下していることから、地域とつながるきっかけとなる取組を推進していくことなどが求められます。

その上で、今後も家庭、学校、地域、関係機関や団体等の地域の多様な主体が連携・協力し、地域力を高め活かす教育を一層推進していくことが重要です。

測定指標	現状
地域の行事に参加していると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 64.7% 中学生 44.7%
PTA活動やボランティア活動による学校の支援をしていると答えた割合の向上【令和元年保護者アンケート調査結果】	保護者 67.3%

(1) 仕事と生活の調和による市民の教育参加の推進

【取組の方向性】

- ・仕事だけでなく、子育て、学校活動や地域活動に市民が参画できるよう、職場・家庭・地域に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進を図ります。

【主な取組】

取組名	1-3-(1)-① 「仕事と生活の調和」の啓発	担当課	市民協働課・生涯学習課
概要	講座やパンフレットなどを通じて、職場・家庭・地域に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての周知を図ります。		

(2) 地域人材と連携した教育の推進

【取組の方向性】

- ・地域で活躍する多様な人材が教育に参画できるよう、人材バンクの整備やサポーターの育成など、学校と地域をつなぐ仕組みづくりを推進します。
- ・地域の豊かな人材、自然、伝統などを積極的に活用する「地域の教材化」を通じて、子どもたちに幅広い知識や経験などを学ばせる機会の充実を図ります。
- ・市内や近隣の大学・ボランティア団体などとの協働や、学校と地域をつなぐ制度・組織を活用し、地域全体で子どもたちを支え育む体制づくりを推進します。
- ・学校行事や地域行事などを通じて、学校が地域活動や交流・連携の場としての役割を果たし、地域コミュニティ形成の核となる学校づくりを推進します。
- ・地域文庫¹では、本の貸し出し・読み聞かせの会・読書会など「子どもの本の会」を一般に公開し、文庫活動をPRするとともに、文庫間の交流推進を図ります。

【主な取組】

取組名	1-3-(2)-① 人材バンクの整備	担当課	市民協働課・生涯学習課
概要	市民の学習成果や特技などを活かした自己表現の機会や各種行政委員会・審議会委員として活用できる人材バンクについて、活用の促進に向けた周知を行います。		
取組名	1-3-(2)-② サポーターの育成	担当課	生涯学習課
概要	自分の技能や経験を活かしたい人、学びたい人をつなぐサポーターの役割を担う人材の育成を支援します。		
取組名	1-3-(2)-③ 市民講師システムの整備	担当課	生涯学習課
概要	市民の学習成果を活かし、市民同士の「まなびあい」を支援する場として、市民講師システムを整備します。		
取組名	1-3-(2)-④ 地域の教材を活用した教育の推進	担当課	指導課
概要	地域の人材、自然、伝統など恵まれた教育環境を地域の教材として活用します。地域との交流・地域特性を活かした学習の場・機会の設定を推進します。		

※¹ 地域文庫：自治会や地域の有志グループによって運営され、地域の子どもたちに本の貸出や読み聞かせを行う活動・組織

取組名	1-3-(2)-⑤ 地域と共にある学校づくり推進事業	担当課	指導課
概要	中学校ブロックごとに、域内の教育支援活動などの総合的な調整役を担う「学校支援コンシェルジュ」を配置し、学校支援ボランティアの円滑な推進を図ります。		
取組名	1-3-(2)-⑥ 地域教育懇談会(再掲)	担当課	指導課
概要	中学校ブロックごとに、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校PTA、幼稚園・保育園の保護者会、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更正保護女性会関係者、PTA連合会OB、学校支援コンシェルジュ、公民館・児童館関係者など、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会を実施します。		
取組名	1-3-(2)-⑦ 学校運営連絡協議会	担当課	指導課
概要	地域に根ざした学校運営のため協議会を設置し、定期的な意見交換、協議を行い、地域に開かれた学校を目指します。		
取組名	1-3-(2)-⑧ 防災学習の充実	担当課	指導課
概要	学校、地域が連携し、共同での防災訓練などを行うとともに、防災に関する体験活動を取り入れながら、共に助け合う防災学習の充実を図ります。		
取組名	1-3-(2)-⑨ 地域の読書環境の推進	担当課	図書館課
概要	<p>地域文庫では、本の貸し出し・読み聞かせの会・読書会などにより、地域の子ども・保護者へ本を紹介するとともに、「本はともだち いなぎの子」読書イベントに参加します。</p> <p>また、図書館職員を講師とした新刊絵本を読み合う「子どもの本の会」を主催し、一般に公開します。</p> <p>これらの活動を通じて、子どもたちにおはなしの楽しさを伝える文庫活動をPRし、文庫活動の交流を推進します。</p>		

(3) 青少年の健全育成

【取組の方向性】

- ・家庭、学校、地域が一体となり、青少年健全育成環境の整備・充実を図ります。
- ・文化やスポーツ・ボランティア活動、体験活動など、青少年の様々な社会参加の促進をします。
- ・青少年が主体的に活動するための場や学習機会の確保などを通じて、青少年の育成支援に努めます。
- ・青少年のニーズの把握に努め、青少年が自分の興味や関心に応じて、地域で継続的に多様な活動ができるよう、環境整備や活動支援の充実を図ります。

【主な取組】

取組名	1-3-(3)-① 稲城ふれあいの森事業	担当課	児童青少年課
概要	自然体験により、青少年の健全育成を図るため、安全で利用しやすい施設の管理・運営を行います。		
取組名	1-3-(3)-② 青少年指導者養成事業	担当課	児童青少年課
概要	地域や社会で活躍できる人材を育てるため、ジュニアワーカーセミナー、青年ワーカーセミナーの内容を充実していきます。		
取組名	1-3-(3)-③ 成人式事業	担当課	生涯学習課
概要	新成人による「成人式実行委員会」を組織し、新成人の意見を聞きながら、式典を企画・運営します。		
取組名	1-3-(3)-④ 青少年育成地区委員会への補助	担当課	児童青少年課
概要	自然体験や伝統文化（塞の神・お祭り）など、地域での青少年健全育成活動を支援するため補助を行います。		
取組名	1-3-(3)-⑤ 青少年芸術文化活動補助事業	担当課	生涯学習課
概要	青少年を中心にした芸術文化活動を活発化していくため、活動団体への補助を行います。		
取組名	1-3-(3)-⑥ 青少年問題協議会	担当課	児童青少年課
概要	青少年の健全育成に関わる機関・団体の活動を効果的に進めるための協議や、青少年健全育成の課題について情報交換などを行います。		

第2章 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進

1 確かな学力の育成



新学習指導要領では、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、個性を生かし多様な人々との協働を促すことを重視しています。そして、こうした確かな学力の育成は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであることが示されています。

本市においても、これまで学習指導の改善・充実、言語活動の充実、読書活動の推進などの取組を通して、確かな学力の育成を図ってきたところです。

全国学力・学習状況調査の結果によると、本市は全国や東京都の平均を上回っており、これまでの取組が成果として表れています。

一方、小学生アンケート及び中学生アンケートの結果によると、教科によっても異なりますが、学年が上がるにつれて授業を楽しいと思う割合や理解している割合に減少傾向が見られました。また、今学んでいることが将来役に立つと思うと回答した割合も学年が上がるにつれて減少傾向が見られました。

確かな学力を確実に身に付けさせるためには、小・中学校9年間を見通した教育活動を展開していくことが重要です。特に言語活動、理数教育、外国語活動・英語などの教科指導の充実することが必要です。また、学ぶことの目的や意味を理解して意欲的に学べるように、学習指導を一層の改善・充実を図ることが重要です。

測定指標	現状
国語の授業内容がわかると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 91.9% 中学生 86.5%
算数・数学の授業内容がわかると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 88.8% 中学生 72.2%
理科の授業内容がわかると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 91.6% 中学生 79.8%
社会の授業内容がわかると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 87.2% 中学生 81.7%
外国語・英語の授業内容がわかると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 81.1% 中学生 72.9%

(1)「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養

【取組の方向性】

- ・学習指導要領に基づき、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という資質・能力の3つの柱の育成を通じて、確かな学力の定着を図ります。
- ・小・中学校9年間を見通した指導を行う観点から、市学力調査や全国学力・学習状況調査の結果などを効果的に分析・活用し、一層の学力向上を図ります。
- ・多様な地域の人材、自然、伝統などの地域の教材やコンピュータ等の教育機器を活用するなど、子どもたちが興味をもって学ぶ楽しさを感じ、自分から学習に取り組む学習環境づくりを進めます。
- ・相手の意図や考えを的確に理解し、自分の意見を論理的に説明できる思考力や、表現力などを養うための言語活動の充実を図ります。
- ・急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくために必要な情報活用能力の育成を図ります。
- ・グローバル化が進展する社会の中で、将来の国際社会で活躍できるよう、外国語教育の充実を図ります。

【主な取組】

取組名	2-1-(1)-① 学習指導の改善・充実	担当課	指導課
概要	少人数指導、習熟度別指導、教育ボランティアなどを活用した、児童・生徒の個性や能力を活かす指導を推進するとともに、学習評価の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成を図ります。		
取組名	2-1-(1)-② 授業改善の推進	担当課	指導課
概要	市学力調査や全国学力・学習状況調査の結果などを、効果的に分析・活用し、授業改善推進プランの作成・実施などを通じて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ります。		
取組名	2-1-(1)-③ 稲城市立学校教育研究会の充実	担当課	指導課
概要	小・中学校合同の研究会を通じ、学習指導要領を踏まえた授業改善や担当する業務の効果的な遂行を目指すとともに、児童・生徒の実態を念頭に置きながら、小・中学校の連携を通じた9年間のカリキュラムの充実を図ります。		

取組名	2-1-(1)-④ 特色ある学校づくりの推進	担当課	指導課
概要	児童・生徒及び地域環境を踏まえ、創意工夫し、SDGsの達成に向けたESDの視点を活かした特色ある教育活動を推進します。		
取組名	2-1-(1)-⑤ 言語活動 ^{※1} の充実	担当課	指導課
概要	学習指導要領に基づき、学習の基盤となる言語能力を育むため、すべての教科において言語活動の充実を図ります。		
取組名	2-1-(1)-⑥ 読書活動の推進	担当課	指導課・図書館課
概要	<p>児童・生徒の自主的な読書活動の一層の推進と学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策についての情報交換や研究協議を行い、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。</p> <p>総合学習・調べ学習を支援し、学校からの調査（レファレンス）に応じ、各教科及び総合的な学習の時間において、活用できる資料を提供します。</p>		
取組名	2-1-(1)-⑦ 情報活用能力の育成の推進	担当課	指導課
概要	情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ等を含む情報活用能力を育成する学習活動の充実を図ります。		
取組名	2-1-(1)-⑧ 理数教育の充実	担当課	指導課
概要	少人数指導の充実、習熟度別指導、理科実験の充実などを通じ、理数教育の充実を図ります。		
取組名	2-1-(1)-⑨ 外国語教育の推進	担当課	指導課
概要	外国語指導助手（ALT ^{※2} ）などを活用し、小学校からの実践的な外国語教育を推進します。		

※¹ 言語活動：思考力、判断力、表現力などを育むため、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」をはじめ、記録、要約、説明、論述といった、言語を用いた活動のこと。

※² ALT：Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手のことで、小・中学校などで英語授業の手助けをする外国人講師。

2 豊かな心や創造性の涵養



新学習指導要領では、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとされています。

本市では、これまで学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の推進、また、地域と連携した国際理解教育や社会性を育む教育などを通して豊かな人間性を育んできたところです。

今後は、「特別の教科 道徳」を道徳教育の要にするとともに、人権教育や体験活動の充実などを一層推進することにより、豊かな情操や道徳心、社会性などを育てていくことが重要です。

一方、いじめ、不登校をはじめとした生徒指導上の諸課題への対応が求められています。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は最重要課題の一つであり、本市では平成 27 年 4 月に策定した「稲城市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進してきました。

また、不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、不登校児童・生徒への支援は、社会的に自立することを目指し、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが求められます。

こうした諸課題に対応するために、引き続き教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関・団体との連携強化を図っていく必要があります。

測定指標	現状
自分自身によいところがあると思うと答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 78.0% 中学生 69.3%
いじめはどんな理由があってもいけないことだと答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 95.3% 中学生 91.3%

(1) 人権教育の推進

【取組の方向性】

- ・人権尊重の理念を正しく理解し、あらゆる差別や偏見をなくす取組を充実します。
- ・学校、家庭、地域、関係機関が連携し、いじめや不登校、問題行動などの未然防止、早期発見、早期対応に努め、状況の改善や教育機会確保に向けた支援を行います。

【主な取組】

取組名	2-2-(1)-① 人権教育の推進	担当課	指導課
概要	人権尊重の理念を定着させるため、推進委員会を組織し、学校関係者の研修・啓発のための事業を展開します。また、学校における人権教育の充実を図ります。		
取組名	2-2-(1)-② 稲城市いじめ防止基本方針に基づく取組の推進	担当課	指導課
概要	稲城市いじめ防止基本方針に基づき、自尊感情や自己肯定感の育成や、いじめに関する授業等によるいじめの未然防止、児童・生徒へのアンケート実施等によるいじめの早期発見、組織的ないじめ事案への早期対応などに取り組めます。		
取組名	2-2-(1)-③ いじめ問題対策連絡協議会	担当課	子育て支援課・指導課
概要	稲城市におけるいじめ問題への組織的対応に係る関係機関の円滑な連携及び協力を図ります。		
取組名	2-2-(1)-④ 教育相談などの機能の充実	担当課	指導課
概要	いじめ、不登校、就学、教育、進路などの相談業務の充実や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用により、教育相談などの機能の充実を図ります。		
取組名	2-2-(1)-⑤ 不登校の子どもなどの教育機会の確保や状況の改善に向けた支援	担当課	指導課
概要	不登校児童・生徒に関して、家庭との連携を図るための教員研修に取り組むとともに、学校、教育相談室や適応指導教室と連携し、不登校児童・生徒の教育機会確保や状況の改善に向けた支援に取り組めます。		

(2) 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

【取組の方向性】

- ・学校、家庭、地域が連携を図りながら、道徳教育の一層の充実を図り、生命を尊重し、他者を思いやる豊かな心を育むとともに、地域社会の一員としてのルールやマナーを身に付けるなど、規範意識の向上に努めます。
- ・異なる文化や価値観などをもった人との交流や優れた芸術、文化、自然体験などを通じて豊かな感性を育むとともに、自他の良さを認め、自分も他者も大切にできる心を育みます。
- ・地域への理解、愛着、誇りを深め、地域活動へ積極的に参加するなど、地域の一員としての役割と責任を自覚し、行動できるようになるための取組を進めます。
- ・日本のよさや伝統文化についての理解を深め、尊重する態度を養い、国際社会に生きる日本人として世界で活躍できる自立した人材の育成を図ります。

【主な取組】

取組名	2-2-(2)-① 道徳教育の推進	担当課	指導課
概要	全体計画及び年間指導計画をもとに、教育活動全体を通し道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座を開催し、地域や保護者への理解・啓発を推進します。		
取組名	2-2-(2)-② 国際理解教育の推進	担当課	指導課
概要	国際社会に参加・協力できる能力と態度を育てるとともに、他地域との交流を深め、人間として尊重し合える教育を推進します。		
取組名	2-2-(2)-③ 野沢温泉村宿泊体験	担当課	指導課
概要	野沢温泉村でキャンプなどの自然、文化体験や交流を通じ、環境保全や自然を活かした暮らしについて学びます。 野沢温泉村と連携し、現地に「稲城 100 年の森」を育成します。 野沢温泉村の厳冬期を体験し、自然の恩恵や活用について学びます。		
取組名	2-2-(2)-④ 大空町教育交流	担当課	指導課
概要	市内小学生の大空町への訪問、大空町児童の受け入れの交流活動を通じて、自己や地域に対する理解を深め、コミュニケーション能力、広いものの考え方、思いやりやおもてなしの心、感謝の心を育みます。		

取組名	2-2-(2)-⑤ 音楽鑑賞教室	担当課	指導課
概要	市内の全小・中学校がプロの交響楽団の演奏を鑑賞することにより、文化のよさを知り、高い情操を育むとともに、生活の中で芸術や文化の価値を認める心情を育てます。		
取組名	2-2-(2)-⑥ 社会性を育む教育の推進	担当課	指導課
概要	地域行事などの地域の自然や文化にふれる活動や奉仕的活動などへの参加を促し、社会参画の意識や公共の精神を育みます。		
取組名	2-2-(2)-⑦ 読書活動の推進(再掲)	担当課	指導課・図書館課
概要	<p>児童・生徒の自主的な読書活動の一層の推進と学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策についての情報交換や研究協議を行い、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。</p> <p>総合学習・調べ学習を支援し、学校からの調査(レファレンス)に応じ、各教科及び総合的な学習の時間において、活用できる資料を提供します。</p>		
取組名	2-2-(2)-⑧ 伝統・文化などに関する教育の推進	担当課	指導課
概要	本市を中心とした地域固有文化及び日本の伝統・文化などについて探究する学習を野沢温泉村や大空町との交流も活かしながら推進します。		

3 健康で安全に生活する力の育成



子どもの体力は、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると、依然として低い状況が見られることが指摘されています。

小学生アンケート及び中学生アンケートからは、子どもたちの運動時間は学年が上がるにつれて少なくなる傾向があり、豊かなスポーツライフの実現に向けて体力向上に取り組んでいくことが求められます。

他方、食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の対応など、子どもたちの健康の保持増進を図ることが課題となっています。また、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用など、多様化・深刻化する健康課題への対応も求められています。このため、食育や健康教育を推進していくことが重要です。

また、子どもたちが危険な事件・事故、自然災害などに巻き込まれるなど、子どもたちの安全確保も重要な課題となっています。特に近年はスマートフォンや SNS の普及に伴い、子どもたちがインターネットを通じた犯罪被害に巻き込まれるケースも増加しています。

こうした様々な安全上の課題に対しては、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制を整備するとともに、子ども自身が身の危険を予測し、危険を回避することのできる能力を育成するための安全教育を推進することが重要です。

測定指標	現状
体育、クラブ等の時間以外に外あそびや運動を行っていると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 91.9% 中学生 75.7%
毎日朝食を食べていると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生・保護者アンケート調査結果】	小学生 95.7% 中学生 92.7% 保護者 96.3%
子どもが午後 11 時より前に寝ていると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 84.6% 中学生 35.7%
子どもが決まった時間に起きるように（起こすように）していると答えた割合の向上【令和元年保護者アンケート調査結果】	保護者 94.7%
安全で安心して暮らすための防犯対策について満足していると答えた割合の向上【令和元年市民意識調査結果】	市民 43.6%
夜道を歩くときの安全・安心について満足していると答えた割合の向上【令和元年市民意識調査結果】	市民 41.7%

(1) 体力向上を図る取組の推進

【取組の方向性】

- ・外遊び、学校体育、部活動などを通じ、児童・生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させるとともに、運動習慣を身に付ける取組を推進します。
- ・学校、家庭、地域と連携して、日常生活における適切な運動の実践を促し、体力向上を図ります。
- ・児童・生徒の体力、運動能力を客観的に把握し、能力の向上を図る取組につなげます。

【主な取組】

取組名	2-3-(1)-① 学校における体力向上の推進	担当課	指導課
概要	体育、保健体育の授業力向上等に向けた研究を実施するとともに、「一校一取組」や「一学級一実践」などを掲げた体育活動に年間を通して取り組みます。また、連合体育行事などを契機とした体力向上を図ります。		
取組名	2-3-(1)-② 地域の人材活用の推進	担当課	指導課
概要	地域のスポーツ活動に関わる人材と連携し、児童・生徒が積極的にスポーツを行うための機会を増やします。また、部活動などの充実に向けて、地域の指導者の活用を図ります。		
取組名	2-3-(1)-③ 東京都体力・運動能力、運動習慣等調査等の活用	担当課	指導課
概要	東京都体力・運動能力、運動習慣等調査等を活用し、子どもたち一人ひとりに還元することで、目標をもって体力向上に取り組むことができるよう努めます。		
取組名	2-3-(1)-④ スポーツ推進委員協議会	担当課	スポーツ推進課
概要	スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに地域住民や児童・生徒に対する実技指導、その他スポーツの推進のための助言指導を行います。		

(2) 健康教育・食育の推進

【取組の方向性】

- ・家庭、学校、地域が連携し、日常生活の中で子どもたちが自分自身の健康に関心をもち、望ましい生活習慣を身に付けるための取組を推進します。
- ・児童・生徒の健康の保持増進に向けて、学校保健を充実し、健康診断、健康相談などによる疾病などの予防・早期発見に努めます。
- ・栄養バランスのとれた、おいしい学校給食を提供し、児童・生徒の食に関する関心や理解を深めるとともに、望ましい食生活の実現に役立てます。

【主な取組】

取組名	2-3-(2)-① 健康・安全指導の充実(再掲)	担当課	指導課
概要	学習指導要領に基づき、児童・生徒が健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、心身の健康の保持増進に関する取組の充実を図ります。		
取組名	2-3-(2)-② 小・中学校保健安全に関する事業	担当課	学務課
概要	学校保健安全法に基づき、就学時健康診断及び定期健康診断を行い、学校保健の充実を図ります。		
取組名	2-3-(2)-③ 食育の推進	担当課	指導課・学校給食課
概要	全体計画及び年間指導計画に基づいた食育に取り組むとともに、栄養士等の専門家を活用した授業実施に取り組めます。また、給食材料に地場産の野菜等を積極的に取り入れ、地産地消を推進します。さらに、行事食や各国のメニュー等を取り入れ、給食だよりを発行するなど、児童・生徒や保護者に食に関する理解を深めてもらう機会づくりの充実を図ります。		

(3) 安全教育・安全確保の推進

【取組の方向性】

- ・家庭、学校、地域、関係機関等が連携し、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりを推進します。
- ・身の回りに潜む危険や、交通事故、自然災害などから、児童・生徒が自分自身で的確な判断をし、自らの身を守る力を育てる安全教育を行います。
- ・インターネットやSNSなどについて、学校、家庭、地域が連携し、適正な利用と情報リテラシー教育、情報モラル教育の推進に努めます。
- ・覚せい剤、大麻や危険ドラッグなど、児童・生徒が有害な薬物を用いることがないよう、危険性などの周知を図ります。
- ・学校における児童・生徒の様々なアレルギー疾患への対応については、家庭、学校、関係機関等が連携し、個々の状況の把握や情報共有を行うとともに、教職員が正確な知識を身に付け、校内で組織的に対応できる体制の維持・充実を図ります。

【主な取組】

取組名	2-3-(3)-① スクールガード・リーダーの配置	担当課	指導課
概要	警察官OBによるスクールガード・リーダーを配置し、学校施設及び地域の安全点検・巡回、子ども、保護者、地域への安全指導・防犯に関する助言や講演会などを行います。		
取組名	2-3-(3)-② 「こども 110 番の家」の設置	担当課	総務契約課
概要	緊急時（痴漢、災害等）に、児童・生徒が一時的に避難する「こども 110 番の家」を設置し、子どもの安全を確保します。		
取組名	2-3-(3)-③ 防犯に対する情報提供	担当課	総務契約課
概要	防犯に関する情報を、「地域安全情報」として稲城市メール配信サービスの登録者に配信します。		
取組名	2-3-(3)-④ 防犯体制・警察との連携	担当課	総務契約課
概要	PTAや防犯ボランティア団体、個人へ防犯資機材の貸出を行います。また、青色回転灯付パトロール車で下校時を中心に防犯パトロールを実施し、不審者情報等発生時には、多摩中央警察署と連携し、パトロールを強化します。		

取組名	2-3-(3)-⑤ 児童館	担当課	児童青少年課
概要	自由な遊びの場を提供し、心身の健全育成、情操を豊かにすることを目的とした児童館事業を実施します。		
取組名	2-3-(3)-⑥ 学童クラブ	担当課	児童青少年課
概要	放課後の一定時間預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。		
取組名	2-3-(3)-⑦ 放課後子ども教室	担当課	生涯学習課
概要	小学校全校・全学年を対象に放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、事業の充実を図ります。		
取組名	2-3-(3)-⑧ 防犯・犯罪被害防止教育の推進	担当課	指導課
概要	関係機関などと連携し、身近にある様々な危険について理解を深めるとともに、被害に遭わない、事件に巻き込まれないための未然防止対応について学習を進めます。		
取組名	2-3-(3)-⑨ 児童虐待対応事業	担当課	子育て支援課・指導課
概要	児童虐待の防止・早期発見・早期対応のために、家族及び地域住民や学校等の関係機関等からの虐待通告に対し、子ども家庭支援センターで迅速に対応します。		
取組名	2-3-(3)-⑩ 要保護児童対策地域協議会（再掲）	担当課	子育て支援課
概要	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のために、代表者会議では要保護児童対策の検討及び関係機関の連携を強化、実務者会議では要保護児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握・進行管理等について協議・検討、個別ケース検討会議では個別の案件について具体的な支援の内容を検討します。		
取組名	2-3-(3)-⑪ 防災教育の推進	担当課	指導課
概要	各学校において様々な災害を想定した防災教育や、地域と連携した防災訓練などを実施します。また、マイ備蓄としての全児童・生徒の「子ども防災自助パック」を学校に装備します。		
取組名	2-3-(3)-⑫ 交通安全教育の推進	担当課	指導課
概要	警察と連携し、交通ルールの理解や、歩行中、自転車乗車中の安全対策や、安全マナーを身に付けるための取組の充実を図ります。		

取組名	2-3-(3)-⑬ 情報モラル教育の推進	担当課	指導課
概要	生活指導主任会が中心となり、各学校においてインターネットやSNSなどの適正利用やトラブル防止のため、情報モラル教育の年間指導計画を作成し、情報モラル教育を推進します。		
取組名	2-3-(3)-⑭ 薬物乱用防止教室事業	担当課	指導課
概要	学習指導要領に基づき、薬物乱用防止教室の実施や、東京都の薬物乱用防止ポスター・標語の活用など、薬物乱用防止の取組を推進します。		
取組名	2-3-(3)-⑮ アレルギー疾患への組織的対応	担当課	学務課・指導課
概要	学校における児童・生徒の様々なアレルギー疾患への対応を行うため、家庭、関係機関等と連携し、個々の状況の把握や情報共有を行うとともに、教職員が正確な知識を身に付け、校内で組織的に対応できる体制の維持・充実を図ります。		
取組名	2-3-(3)-⑯ 食物アレルギー対応食の提供	担当課	学校給食課
概要	新たな学校給食共同調理場第一調理場において、食物アレルギー対応食の提供を実施します。専用の調理室で調理した除去食または代替食を予め申請した児童・生徒に提供していきます。		

4 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）の推進



持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）とは、エネルギー問題、食糧問題、人口問題、環境問題、人権問題など、社会の持続性をおびやかす様々な課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付けることにより、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養うことを目的とした学習です。

平成 27 年 9 月には、国際社会全体で取り組む「持続可能な開発目標（SDG s）」が掲げられました。このSDG sは、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットで構成されており、教育は目標 4 に位置付けられ、E S Dは目標 4 のターゲット 4.7 に記載されています。

SDG s の達成に向けたE S Dの重要性が高まる中、日本ではユネスコスクールをE S Dの推進拠点と位置付けてE S Dを推進しています。また、新学習指導要領においても「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。

東京都では、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針において、4つのテーマの1つに「環境」を設定し、子どもたちが環境保全活動を通じて世界の人々と協調し共存できる持続可能な社会の担い手となるよう取組を進めています。

本市においては、これまでE S Dを学校教育の中心に据え、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めてきました。令和 2 年 3 月現在、稲城市立学校のユネスコ・スクール加盟校は小学校 11 校、中学校 5 校となっており、残りの学校についても加盟申請手続きを進めています。

今後もE S Dの視点を生かした教育課程を編成し、環境教育や防災教育、福祉教育などを推進するとともに、オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かした取組を推進します。また、持続可能な社会の担い手として、子ども自身が自分のキャリアパスや将来展望を描けるよう、小・中学校 9 年間を見通した教育活動を推進します。

測定指標	現状
将来なりたい職業があると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 78.5% 中学生 66.4%
将来の夢や目標を持っていると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 85.0% 中学生 72.1%

持続可能な開発目標（SDGs）

目標 4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

ターゲット 4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

資料：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>）より一部を抜粋

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）

稲城市では、小・中学校の9年間を見通す中で、それぞれの段階に応じた適切な学習プログラムを設定し、「学校支援コンシェルジュ」などの支援を受けながら、実践的な課題解決力を身に付ける取組を推進しています。また、市内の小・中学校がユネスコ・スクールとして登録・申請し、E S Dを推進しています。

E S Dの視点から重視する能力・態度

- ①批判的に考える力
 - ②未来像を予測して計画を立てる力
 - ③多面的、総合的に考える力
 - ④コミュニケーションを行う力
 - ⑤他者と協力する態度
 - ⑥つながりを尊重する態度
 - ⑦進んで参加する態度
- など（出典：国立教育政策研究所）

稲城市立小学校でのE S Dの取組例

- ・稲城ふれあいの森でキャンプを行い、稲城の自然の体験を通して地域や環境について学ぶ。（第5学年）
- ・野沢温泉村でキャンプを行い、環境や自然を活かした暮らしについて学ぶ。また、野沢温泉村と連携し、現地に「稲城100年の森」を育成する。（第6学年）
- ・屋上緑化、太陽光発電の設置を始め、グリーンカーテンや節電、3R（スリーアール）^{※1}などに取り組み、地球環境について考え、生活様式を見直す。
- ・市の特産物である「梨」などを教材とした体験的な地域学習に取り組む。
- ・自分も他の人も同じように大切に考え行動できるよう、人権教育に取り組む。

稲城市立中学校でのE S Dの取組例

- ・野沢温泉村の厳冬期を体験し、自然の恩恵や活用について学ぶ。（第1学年）
- ・太陽光発電の設置を始め、グリーンカーテンや節電、3R（スリーアール）^{※1}などに取り組み、地球環境について考え、生活様式を見直す。
- ・高齢社会を学ぶために、認知症サポーター養成講座などに参加する。
- ・ボランティア活動や社会貢献活動を通して、様々な課題解決に実践的に取り組む。
- ・国際貢献や地球規模の課題の解決に向け行動し実践に取り組む。
- ・A E Dの講習や地域防災など、地域の中で、主体性を発揮し、自助・共助の実践力を育む活動に取り組む。

※ 3R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の頭文字をとった、循環型社会形成に向けた取組の名称。

(1) 環境・防災・国際理解などの社会の変化に自律的に対応できる力の育成

【取組の方向性】

- ・環境を守り、資源の大切さを学び、考え、行動するための環境教育を推進します。
- ・災害時などにおいて、自分の身を守り、身近な人と協力することができるよう、防災教育を推進します。
- ・外国語教育や異文化理解などを通じて国際性を育むとともに、社会の変化に自律的に対応できる力の育成に努めます。
- ・異なる文化や価値観などをもった人との交流や優れた芸術、文化、自然体験などを通じて豊かな感性を育むとともに、自他の良さを認め、自分も他者も大切にできる心を育みます。
- ・実社会において適切な社会生活を営むことができるよう、福祉教育や、様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を育成する教育を推進します。
- ・学校、地域、市内や近隣の大学などが連携をとりながら、E S Dを推進します。

【主な取組】

取組名	2-4-(1)-① 環境教育の推進	担当課	指導課
概要	児童・生徒が身近な環境に関心をもち、環境への理解を深め、環境保全に向けて実践できるよう、多摩川、三沢川、大丸用水や里山などの持続発展についての課題解決学習に取り組みます。		
取組名	2-4-(1)-② 防災教育の推進(再掲)	担当課	指導課
概要	各学校において様々な災害を想定した防災教育や、地域と連携した防災訓練などを実施します。また、マイ備蓄としての全児童・生徒の「子ども防災自助パック」を学校に装備します。		
取組名	2-4-(1)-③ ユネスコ・スクールへの登録	担当課	指導課
概要	市内全小・中学校がユネスコ・スクールに登録し、ユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践します。		
取組名	2-4-(1)-④ 野沢温泉村宿泊体験(再掲)	担当課	指導課
概要	野沢温泉村でキャンプなどの自然、文化体験や交流を通じ、環境保全や自然を活かした暮らしについて学びます。 野沢温泉村と連携し、現地に「稲城100年の森」を育成します。 野沢温泉村の厳冬期を体験し、自然の恩恵や活用について学びます。		

取組名	2-4-(1)-⑤ 農業体験、園芸体験、河川を活用した体験	担当課	指導課
概要	稲城特産の梨の栽培や収穫の体験、多摩川、三沢川、大丸用水や里山など豊かな自然を活かした学習で、自分の生まれ育った土地や地域、その歴史・文化などへの理解を深めます。		

取組名	2-4-(1)-⑥ 福祉教育の推進	担当課	指導課
概要	総合的な学習の時間や生活科の学習などの福祉に関わる体験を通じて、思いやりの心や実践的態度を育みます。		

取組名	2-4-(1)-⑦ オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かした取組の推進	担当課	指導課
概要	東京 2020 大会以降もオリンピック・パラリンピック教育の成果を生かし、各学校の特色を生かした「学校 2020 レガシー」の取組を推進します。		

取組名	2-4-(1)-⑧ ESDの計画的な推進	担当課	指導課
概要	ESD推進委員会の開催やESDの視点を活かした授業研究を行います。		

(2) 社会的・職業的自立を図る教育の推進

【取組の方向性】

- ・児童・生徒が自らの成長を実感し、自己肯定感を育みながら、自立した人間へと成長するための様々な体験活動の充実を図ります。
- ・地域の人材などを活用しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育の推進を図ります。
- ・公共のために役に立とうとする意欲・態度を育むためのボランティア活動や社会体験活動を推進します。

【主な取組】

取組名	2-4-(2)-① 中学生ESD卒業プログラム	担当課	指導課
概要	義務教育という守られた環境の中で暮らしてきた中学校3年生に、自ら選択した進路先に踏み出す時期において、「ここからが大人への第一歩」であり、卒業後は自立した稲城市民であるという自覚を促します。また、生涯を通じた着実な学び手、稲城の自然や歴史的価値（不易）の担い手、未来社会の創り手となるための学習を9年間のESDの仕上げとして実施します。		
取組名	2-4-(2)-② 職場体験事業	担当課	指導課
概要	市内中学校において職場での体験学習を実施し、中学生の段階から働くことに対する意識や社会の一員としての自覚を高めます。		
取組名	2-4-(2)-③ ボランティア活動の推進	担当課	指導課
概要	ボランティア活動や社会貢献活動を通じて、様々な課題解決に実践的に取り組み、公共のために役に立とうとする意欲・態度を育みます。		

5 教育環境の整備



子どもたちに質の高い教育を提供するためには、子どもたちの教育に直接携わる教員の資質・能力の向上が不可欠です。

一方、近年の教員の大量退職・大量採用等により、教員の年齢構成・経験年数に不均衡が生じています。継続的な研修を通じて、これまでの学校教育の蓄積をベテラン教員から若手教員へと継承していくことが重要です。

また、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割も拡大しています。学校評価を踏まえた学校経営の一層の改善を図るとともに、学校教育を持続可能なものとするためには、子ども、保護者はもとより市民の理解を得ながら、学校や教員の業務の明確化・適正化を行うなど、学校における働き方改革の推進が重要です。

特別な教育的支援を必要とする子どもたちのニーズが高まっています。本市においても特別支援学級等を利用する子どもたちが増加傾向にあり、教育的ニーズに応じた教育環境の整備や個に応じた指導・支援の充実に取り組んでいます。今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を一層充実していくことが重要です。

また、家庭の経済的理由により就学困難な児童・生徒、日本語によるコミュニケーションが難しい外国人児童・生徒など、様々な事情を抱えて特別な配慮を必要とする子どもたちに対する支援を推進していくことが重要です。

このほか教育環境の整備では、児童・生徒の言語活動、読書活動を充実するため、学校図書館環境を充実することが重要です。

測定指標	現状
稲城市の学校教育について満足していると答えた割合の向上【令和元年保護者アンケート調査結果】	保護者 69.0%
学校に行くのは楽しいと思っていると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 87.4% 中学生 83.8%

(1) 教員の資質・能力の向上

【取組の方向性】

- ・教員の経験や能力、職層に応じた研修などについては、教員が子どもと向き合う時間の確保を考慮し、研修方法を見直しながら内容を充実し、教員の資質と指導力の向上を図ります。
- ・子どもや保護者・地域の期待に応えられるよう、教員の服務事故防止の取組を実施します。
- ・学校における教育活動の積極的な公開や、学校運営連絡協議会などを通じて地域に根ざした学校運営を推進し、地域に開かれた学校を目指します。

【主な取組】

取組名	2-5-(1)-① 教員の研修・研究の充実	担当課	指導課
概要	教員の資質向上・授業改善を図るために、教員が子どもと向き合う時間を確保しつつ研修方法を見直しながら内容を充実するとともに、各校の研修・研究を支援します。		
取組名	2-5-(1)-② 稲城市立学校教育研究会の充実（再掲）	担当課	指導課
概要	小・中学校合同の研究会を通じ、学習指導要領を踏まえた授業改善や担当する業務の効果的な遂行を目指すとともに、児童・生徒の実態を念頭に置きながら、小・中学校の連携を通じた9年間のカリキュラムの充実を図ります。		
取組名	2-5-(1)-③ 校内OJT ^{※1} の実施	担当課	指導課
概要	すべての教員を対象に、教員が身に付けるべき基本的な力である「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」を、意識的、計画的、継続的に高めていくための取組の推進を図ります。		
取組名	2-5-(1)-④ サービス事故防止研修の実施	担当課	指導課
概要	子どもや保護者・地域から信頼される学校運営を行うために、サービス事故防止研修を実施します。		

※¹ OJT：On the Job Training の略。「日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組」のこと。

取組名	2-5-(1)-⑤ 学校運営連絡協議会（再掲）	担当課	指導課
概要	地域に根ざした学校運営のため協議会を設置し、定期的な意見交換、協議を行い、地域に開かれた学校を目指します。		

（２）教員が子どもと向き合う時間の確保

【取組の方向性】

- ・学校が担うべき業務を明確化及び適正化するなど、子ども、保護者はもとより市民の理解を得ながら、教員の負担軽減を図り、学校内の業務の効率化を推進し、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保に努めます。
- ・教員が不安や悩みを相談し、必要に応じて適切な支援を受けられるよう、多忙な教員を支える体制づくりを進めます。

【主な取組】

取組名	2-5-(2)-① 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備	担当課	指導課・教育総務課
概要	教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するため、働き方改革の実現に向けた環境整備を図り、教員の負担軽減を図ります。		

取組名	2-5-(2)-② 学校及び教員が担う業務の明確化及び適正化	担当課	指導課・教育総務課
概要	教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するため、学校が担うべき業務を明確化及び適正化するなど、学校内外の業務の効率化を推進し、教員の負担軽減を図ります。		

取組名	2-5-(2)-③ スクールカウンセラー等の活用	担当課	指導課
概要	各小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、教育センターに教育相談員を配置し、児童・生徒や保護者、教員を対象とした相談を実施します。		

(3) 特別支援教育の充実

【取組の方向性】

- ・特別支援学校や関係諸機関との連携を深めながら、重層的な支援体制を整備し、教育上特別の支援が必要な子どもたち一人ひとりの障害の程度や発達段階に応じた、きめ細やかな指導・相談を行います。
- ・教育上特別の支援が必要とする子どもたちの指導に携わる教員の理解を深め、専門性向上などのための支援の充実を図ります。また、子どもたちが、障害を正しく理解・認識し、人間の多様性を理解した上で共に成長し、共に社会生活を送っていけるよう、交流や体験活動などを進めます。
- ・支援を必要とする子どもたちの放課後の居場所づくりを進めます。

【主な取組】

取組名	2-5-(3)-① 特別支援教育体制の充実	担当課	指導課
概要	教育上特別の支援を必要とする児童・生徒への指導・支援として、各小・中学校に特別支援教育コーディネーターと校内委員会を置くとともに、特別支援指導補助員・介助員の配置などにより、個々のニーズに応じた指導の充実を図ります。		
取組名	2-5-(3)-② 特別支援教育の専門性向上	担当課	指導課
概要	教員研修の実施や、特別支援学校との連携、特別支援教育相談室による巡回相談などにより、各小・中学校特別支援教育コーディネーターをはじめ、教職員の理解を深め、障害のある児童・生徒への関わり方や指導法の改善を図ります。		
取組名	2-5-(3)-③ 就学相談	担当課	指導課
概要	教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の保護者を対象に、特別支援教育相談室において、就学相談を行います。また、児童・生徒一人ひとりの障害や発達の状態に応じた適正な就学ができるよう、就学支援委員会を設け、専門医の面談及び支援会議を行います。		
取組名	2-5-(3)-④ 障害児保育巡回訪問指導事業	担当課	子育て支援課
概要	心身に障害のある乳幼児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、子ども家庭支援センターの専門職が公立保育所へ巡回訪問等を行います。発達等に不安のある乳幼児に関する保育の助言指導を行います。		

取組名	2-5-(3)-⑤ 保育所等訪問支援	担当課	障害福祉課
概要	学校、保育所、幼稚園等で集団生活を営む障害のある児童・生徒に対し、その学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。		
取組名	2-5-(3)-⑥ 学童クラブにおける障害児保育事業	担当課	児童青少年課
概要	障害のある児童・生徒の放課後の居場所として、各学童クラブへの受け入れ体制を整えます。		
取組名	2-5-(3)-⑦ 放課後等デイサービス事業	担当課	障害福祉課
概要	小・中学校等に就学している障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。		

特別支援教育について

児童・生徒が将来にわたってすこやかに成長していくために、一人ひとりの能力などを最大限に伸ばすことができるよう適切な場を提供することが重要です。

教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に、その障害や発達の状態に応じた教育支援の場と機会を用意し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実に努めています。

特別支援に関する主な取組

①小・中学校における特別支援教育体制の充実

全小・中学校に特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育校内委員会を組織し、学校における組織的・計画的支援を推進します。

②特別支援学級

■特別支援学級（固定学級）

小学校4校、中学校2校に、それぞれ特別支援学級の固定学級が設置されています。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 稲城第一小学校（知的障害） | 2 稲城第三小学校（知的障害） |
| 3 長峰小学校（知的障害） | 4 平尾小学校（知的障害） |
| 5 稲城第一中学校（知的障害） | 6 稲城第五中学校（知的障害） |

■通級指導学級

向陽台小学校に2種類の通級指導学級が設置されています。

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 向陽台小学校（言語障害） | 2 向陽台小学校（難聴） |
|----------------|--------------|

■特別支援教室

すべての小中学校に、発達障害のある児童・生徒に対する支援を行う特別支援教室が設置されています。

③就学相談の充実

教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の保護者を対象に、毎年6月から就学相談の受付を行っています。児童・生徒一人ひとりの障害や発達の状態に応じた適正な就学ができるよう、就学支援委員会を設け、申込人数に応じて6月～3月まで月1回程度、専門医の面談及び支援会議を行っています。

就学支援委員会は、医師や心理士、特別支援学校教諭、保健師、市内小中学校の校長、教諭などにより構成され、保護者と専門家とともに慎重な審議を行い、総合的な判断のもと、児童・生徒の適正就学を支援しています。

(4) 学校経営・学校評価の充実

【取組の方向性】

- ・教育委員会の機能・責任体制の明確化を図るとともに、学校評価（学校自己評価・学校関係者評価）を積極的に活用し、自立的・継続的な学校運営の質の向上を図ります。
- ・学校情報の積極的な発信や土曜授業などを通じて、開かれた学校づくりに努め、学校、家庭、地域が一体となった、地域に信頼される、魅力ある学校づくりを推進します。

【主な取組】

取組名	2-5-(4)-① 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善	担当課	指導課
概要	学校評価を適切に実施・公表するとともに、校長・副校長・教務主任を対象とした研修会などを実施し、PDCAサイクル ^{※1} に基づく学校運営の改善に努めます。		
取組名	2-5-(4)-② 学校運営連絡協議会（再掲）	担当課	指導課
概要	地域に根ざした学校運営のための協議会を設置し、定期的な意見交換、協議を行い、地域に開かれた学校を目指します。		

※¹ PDCAサイクル：計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4つの段階を繰り返しながら継続的にプロセスを改善していく手法。

(5) 学校図書館の充実

【取組の方向性】

- ・第三次稲城市子ども読書推進計画に基づき、学校図書館活性化推進員の活用の推進や図書
の充実などを図り、児童・生徒が自ら進んで読書に親しめるように働きかけを行います。

【主な取組】

取組名	2-5-(5)-① 学校図書館整備の 促進	担当課	指導課・教育総務課
概要	学校図書館活性化推進員の配置や図書ボランティアの活用及び、学校 図書館の整備などを通じて、読書活動の推進を図ります。		

(6) 就学困難な子どもへの援助の推進

【取組の方向性】

- ・様々な理由で就学困難な児童・生徒に対し、就学相談、就学援助などを行い、教育の機会均
等を確保します。

【主な取組】

取組名	2-5-(6)-① 就学相談（再掲）	担当課	指導課
概要	教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の保護者を対象に、特別支援 教育相談室において、就学相談を行います。また、児童・生徒一人ひとり の障害や発達の状態に応じた適正な就学ができるよう、就学支援委員会 を設け、専門医の面談及び支援会議を行います。		

取組名	2-5-(6)-② 就学援助	担当課	学務課
概要	本市に在住し、公立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対 し、世帯の収入に応じて、学用品・通学用品費、新入学学用品費、学校給 食費、校外活動参加費などの一部を援助し、保護者の経済的な負担を軽 減します。		

取組名	2-5-(6)-③ 不登校の子どもなどの教育機会の確保や状況の改善に向けた支援（再掲）	担当課	指導課
概要	不登校児童・生徒に関して、家庭との連携を図るための教員研修に取り組むとともに、学校、教育相談室や適応指導教室と連携し、不登校児童・生徒の教育機会確保や状況の改善に向けた支援に取り組みます。		
取組名	2-5-(6)-④ 外国人児童・生徒などの教育及び帰国児童・生徒の支援の推進	担当課	指導課
概要	日本語によるコミュニケーションが難しい、外国人児童・生徒や帰国児童・生徒のために、ボランティアを活用し、学校生活や学習活動の適応に向けた支援を推進します。		

6 学校施設・設備の充実



学校は子どもたちが学習や生活をする場であり、安全性や快適性を確保した施設整備を行うことが求められます。また、学校は地域と密接にかかわっており、地域活動拠点や地域防災拠点ともなっていることから、バリアフリー化、防災機能の強化などを進めることが求められます。特に近年、地震、豪雨等の自然災害が頻発に発生し、その被害も多様化、甚大化していることから、災害に強い学校施設整備を進める必要があります。

他方、新学習指導要領の円滑な実施や、校務の情報化の推進による教員の業務負担軽減を図るために、ICT環境の整備が求められています。

本市においては、第四次稲城市長期総合計画等に基づき、学校施設の大規模改修等の工事を進めてきました。今後も、学校施設・設備を適切に点検し、必要な修繕を行うとともに、併せて定期的に改修や更新を行う必要があります。

また、ICT環境の整備については、協働学習・学び合いによる課題解決、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用した学びを通して、読解力、計算力や数学的思考力などの基礎的な学力の定着や飛躍的に発展した新たな社会を牽引していく能力の育成を図るため、子どもたちに質の高い教育環境を提供できるよう、今後も計画的に整備を進めていく必要があります。

このほか、学校給食の施設・設備については、計画的な維持・管理と必要な修繕を行うなど、安全で継続的な学校給食の提供に努めています。現在、本市では小学校12校、中学校6校の学校給食を共同調理場方式で2か所の調理場で調理を行っています。

第一調理場については、老朽化に伴い、南山土地区画整理事業地内に建替移転を進めており、令和3年4月稼働に向け、新たな第一調理場の建設工事や調理・洗浄業務の民間委託化を進めています。

(1) 学校施設などの整備の推進

【取組の方向性】

- ・ 計画的な改修と適切な維持管理により、安全・安心な教育施設などの整備を行います。
- ・ 地域の防災拠点としての機能の維持や、環境へ配慮した学校施設などの整備を進めます。
- ・ 質の高い教育環境を提供できるよう、多様な教育活動に対応した I C T 機器などの学習機器の整備を進めます。

【主な取組】

取組名	2-6-(1)-① 学校施設の整備	担当課	教育総務課・防災課
概要	<p>校舎等の学校施設については、計画的な改修と維持補修などにより、安全・安心を確保するとともに、環境面に配慮した学校施設などの整備を推進します。また、災害時における防災拠点としての機能維持を図ります。</p> <p>都市基盤整備の進展等に伴う、児童・生徒の増加に対して、校舎の増改築などの必要な対策を講じます。</p>		
取組名	2-6-(1)-② 学校 I C T 環境の整備	担当課	教育総務課・指導課
概要	<p>情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ等を含む情報活用能力を育成する学習活動の充実を図るため、多様な教育活動に対応した I C T 機器などの学習機器の整備を推進します。</p>		

(2) 学校給食共同調理場の施設の充実

【取組の方向性】

- ・安全でおいしい学校給食が提供できるよう、衛生管理に留意し、学校給食共同調理場の施設・設備を計画的に保全・整備します。

【主な取組】

取組名	2-6-(2)-① 学校給食共同調理場建替移転事業	担当課	土木課・建築保全課・学務課・学校給食課
概要	学校給食共同調理場第一調理場の建替移転をすすめ、調理・洗浄業務の民間委託化を行い、衛生管理に配慮した、安全でおいしい学校給食の提供及び食物アレルギー対応食の提供を行います。		
取組名	2-6-(2)-② 学校給食共同調理場整備事業	担当課	学校給食課
概要	衛生管理に留意しつつ、施設や設備の維持・管理にともなう修繕を随時行います。		

第3章 市民の生涯にわたる学習活動の振興

1 生涯学習の推進



人生 100 年時代の到来や超スマート社会の実現に向けて社会が急速に変化している中で、生涯を通じて学び続け、学んだ成果を個人の生活や地域での活動に生かしていくことが求められています。

本市では、「自己実現・共生・稲城らしさ」を生涯学習の基本理念として掲げ、平成 24 年度からは第三次稲城市生涯学習推進計画で設定した「“いかしあい・はぐくみあい・にないあい”の絆づくり」の基本目標の実現に向けて、生涯学習を推進してきました。

市民アンケート調査結果によると、この 1 年間に約 7 割の市民が何らかの学習活動を行ったと回答しており、また、今後の学習活動への潜在的なニーズもうかがえます。そして、学習活動を通じて身に付けた知識・技能や経験の生かし方では、「自分の人生がより豊かになっている」、「家庭や日常の生活に生かしている」、「自分の健康を維持・増進している」などの回答が上位に挙がっています。

一方で、「仕事や家事が忙しくて時間がない」、「費用がかかる」、「(学級・講座の) 時期や時間が自分に合わない」、「きっかけがつかめない」などが学習活動を行う上での支障になっている市民が多くいます。

今後はそれぞれの市民がライフステージに応じて「いつでも・どこでも・だれでも・なんでも・どのようにでも」学習活動を行えるよう、施策を展開していくことが重要です。そして、一人でも多くの市民が学習活動に参加・参画して地域の“絆”を強めていくことができるよう、生涯学習を一層推進していくことが重要です。

測定指標	現状
この 1 年間に学習活動を行ったと答えた割合の向上【令和元年市民アンケート調査結果】	市民 69.9%
この 1 年間に学習活動をしていると答えた人のうち、学習活動を通じて身に付けた知識・技能を、仕事や経験の上で生かしていると答えた割合の向上【令和元年市民アンケート調査結果】	市民 30.9%
この 1 年間に学習活動をしていると答えた人のうち、学習活動を通じて身に付けた知識・技能を、家庭や日常の生活に生かしていると答えた割合の向上【令和元年市民アンケート調査結果】	市民 43.8%
この 1 年間に学習活動をしていると答えた人のうち、学習活動を通じて身に付けた知識・技能を、地域の他の人の学習や文化活動等の指導	市民 6.7%

に生かしていると答えた割合の向上【令和元年市民アンケート調査結果】	
学校以外で本を読んでいると答えた割合の向上【令和元年小学生・中学生アンケート調査結果】	小学生 79.4% 中学生 60.6%

(1) 学びの提供や支援

【取組の方向性】

- ・“であい・ふれあい・まなびあい”の精神に基づき、地域における多様な学習機会や市民同士の交流機会の充実を図ります。
- ・地域活動やボランティア活動など、地域の多様な活動へ参加しやすい環境づくりを推進し、活動などに対する支援の充実を図ります。
- ・だれもがいきいきと学び続けるための支援として、公民館やiプラザの主催事業、いなぎICカレッジ、生涯学習宅配便講座の充実に努めます。
- ・情報提供・相談体制や、市民の学習活動の支援体制を充実します。
- ・市民一人ひとりが自ら、自発的・主体的に学習活動を行うことができるよう、生涯学習推進体制や施設の整備を進めます。
- ・利用者が安全に安心して利用できるよう、施設の適切な管理・サービスの維持に努めます。

【主な取組】

取組名	3-1-(1)-① 子ども 100 ポイントラリー	担当課	生涯学習課
概要	子どもが自ら目標をもって楽しく生涯学習活動に参加し、達成感を味わうことができるように「子ども 100 ポイントラリー」を実施します。		
取組名	3-1-(1)-② 市民講師システムの整備（再掲）	担当課	生涯学習課
概要	市民の学習成果を活かし、市民同士の「まなびあい」を支援する場として、市民講師システムを整備します。		
取組名	3-1-(1)-③ 各公民館まつり	担当課	生涯学習課
概要	公民館で活動する団体が日頃の学習成果を発表し、地域における交流の機会を支援します。		
取組名	3-1-(1)-④ 公民館主催事業	担当課	生涯学習課
概要	現代テーマごと、重点対象者ごとの支援課題に応じた事業を実施します。		

取組名	3-1-(1)-⑤ iプラザ主催事業	担当課	生涯学習課
概要	iプラザにおいて、学習機会や市民同士の交流機会を設け、各種の人材育成や人材活用を行うため、指定管理者の民間ノウハウを活かし、事業を実施します。		
取組名	3-1-(1)-⑥ いなぎICカレッジの充実	担当課	生涯学習課
概要	生涯学習事業の中心的役割を果たす「いなぎICカレッジ」については、市民ボランティア理事による企画運営を、市が会場の確保とPRなどで支援します。		
取組名	3-1-(1)-⑦ 生涯学習宅配便講座（再掲）	担当課	生涯学習課
概要	子育てに関するテーマなど、10人以上のグループからの申請により、市職員や市民ボランティア講師を派遣し出前講座を実施します。		
取組名	3-1-(1)-⑧ 市民企画提案講座	担当課	生涯学習課
概要	主催講座を市民から募集し、提案者と公民館がともに作りあげていく講座により、生涯学習活動の振興を図ります。		
取組名	3-1-(1)-⑨ 生涯学習だより「ひろば」発行	担当課	生涯学習課
概要	月1回発行し、教育委員会主催事業及び社会教育団体の事業などを広く市民に周知します。		
取組名	3-1-(1)-⑩ 社会教育関係団体補助金	担当課	生涯学習課
概要	市民の学習活動の推進を図るため、社会教育関係団体に対し、補助金を交付します。		
取組名	3-1-(1)-⑪ 文化センターの整備	担当課	生涯学習課
概要	自主的な学習を行う団体を支援するために、施設の適切な管理やサービスの維持に努めます。		

(2) 生涯学習活動の「担い手」の育成支援

【取組の方向性】

- ・生涯学習活動の担い手を育成するため、人材バンクの整備やサポーターの育成などの仕組みづくりを推進します。
- ・講座や研修などに参加し新たに生涯学習活動の担い手になった市民が、広く地域で活躍できるように支援します。

【主な取組】

取組名	3-1-(2)-① 人材バンクの整備 (再掲)	担当課	市民協働課・生涯学習課
概要	市民の学習成果や特技などを活かした自己表現の機会として活用できる人材バンクについて、活用の促進に向けた周知を行っていきます。		
取組名	3-1-(2)-② サポーターの育成 (再掲)	担当課	生涯学習課
概要	自分の技能や経験を活かしたい人、学びたい人をつなぐサポーターの役割を担う人材の育成を支援します。		
取組名	3-1-(2)-③ 市民講師システムの整備 (再掲)	担当課	生涯学習課
概要	市民の学習成果を活かし、市民同士の「まなびあい」を支援する場として、市民講師システムを整備します。		
取組名	3-1-(2)-④ 生涯学習宅配便講座 (再掲)	担当課	生涯学習課
概要	子育てに関するテーマなど、10人以上のグループからの申請により、市職員や市民ボランティア講師を派遣し出前講座を実施します。		
取組名	3-1-(2)-⑤ 公民館主催事業 (再掲)	担当課	生涯学習課
概要	現代テーマごと、重点対象者ごとの支援課題に応じた事業を実施します。		
取組名	3-1-(2)-⑥ iプラザ主催事業 (再掲)	担当課	生涯学習課
概要	iプラザにおいて、学習機会や市民同士の交流機会を設け、各種の人材育成や人材活用を行うため、指定管理者の民間ノウハウを活かし、事業を実施します。		

取組名	3-1-(2)-⑦ 市民企画提案講座 (再掲)	担当課	生涯学習課
概要	主催講座を市民から募集し、提案者と公民館が共に作りあげていく講座により、生涯学習活動の振興を図ります。		

(3) 文化財の保護と普及

【取組の方向性】

- ・文化財事業を通じて、郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供し、市民の文化財保護への理解を深めます。
- ・文化財調査を継続実施し、稲城市の歴史と文化財の把握に努め、文化財資料を充実してまいります。
- ・各地域で行われてきた郷土芸能の伝承を図るため「郷土芸能まつり」を実施してまいります。

【主な取組】

取組名	3-1-(3)-① 文化財保護思想の普及	担当課	生涯学習課
概要	文化財の講座、見学会、展示会などを通して、郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供し、文化財保護思想の普及を図ります。		

取組名	3-1-(3)-② 郷土芸能の保存・伝承	担当課	生涯学習課
概要	稲城の各地域で伝えられてきた郷土芸能の保存・伝承を図ります。また隔年で実施している郷土芸能まつりを継続し、郷土芸能保存会の活動を支援します。		

(4) 郷土資料室と文化財保管の充実

【取組の方向性】

- ・郷土資料室の展示や管理体制の整備・充実に努め、適切な管理を行います。
- ・収集した資料は公開し活用していきます。

【主な取組】

取組名	3-1-(4)-① 文化財資料の調査と収集・保管・公開	担当課	生涯学習課
概要	歴史資料、民俗資料など各分野の文化財調査を実施し、稲城の歴史と文化財の把握に努めます。また調査により明らかになった文化財資料を収集し、分類・整理・保管・公開・活用を図ります。		
取組名	3-1-(4)-② 郷土資料室の整備・充実	担当課	生涯学習課
概要	稲城の歴史や文化財を市民に公開する施設として、郷土資料室の整備・充実に努めます。また模型資料の作成や展示替えなどにより、展示資料の充実を進め、見学者の増加を図ります。		

(5) 文化・芸術の振興

【取組の方向性】

- ・多くの市民が優れた芸術文化を身近にふれ、活動に取り組むことができるよう、発表の場の充実を図るとともに、鑑賞する機会を確保していきます。
- ・市の芸術文化の向上を促進するため、各種団体への支援を行っていきます。

【主な取組】

取組名	3-1-(5)-① 市民文化祭・芸術祭	担当課	生涯学習課
概要	市内で活動する自主グループの作品展示や発表、市内外で活躍する芸術家の作品の展示や発表などを通じて、市民の芸術・文化による交流を図ります。		
取組名	3-1-(5)-② 各種コンサート	担当課	生涯学習課
概要	i プラザホールなどで行われるコンサートや、サロンコンサート、ミニコンサートなど、市民が芸術・文化にふれ、交流できる場の提供を図ります。		

取組名	3-1-(5)-③ 大空町芸術文化交流	担当課	生涯学習課
概要	それぞれの市・町で行う文化祭に相互に参加し、姉妹都市自治体との交流と芸術文化の向上を図ります。		

取組名	3-1-(5)-④ 青少年芸術文化活動補助事業（再掲）	担当課	生涯学習課
概要	青少年を中心にした芸術文化活動を活発化していくため、活動団体への補助を行います。		

（6）図書館資料の充実整備

【取組の方向性】

- ・地域の情報拠点として、日常生活での問題から地域課題まで、様々な課題の解決に必要な資料情報の収集と発信、情報活用の支援を行います。

【主な取組】

取組名	3-1-(6)-① 資料の充実整備	担当課	図書館課
概要	市民ニーズの把握に努め資料の充実整備を進めます。また、オンラインデータベース等電子資料については、情報提供機能の充実を進めながら活用していきます。		

取組名	3-1-(6)-② 資料展示	担当課	図書館課
概要	社会で関心をもたれるテーマ、地域で課題となっているテーマなどに沿った図書や視聴覚などの資料を展示し、幅広い情報を提供するとともに、読書への関心を高めます。		

(7) 市民の学習を支援する図書館サービスの充実

【取組の方向性】

- ・日常生活での問題から地域の課題まで、幅広いテーマについて、課題解決の支援をします。
- ・自ら調べ、自ら考える力を育むためのサポートを行います。
- ・図書館と学校が連携し「総合学習・調べ学習を支援する場において、活用できる資料」の充実を図ります。

【主な取組】

取組名	3-1-(7)-① レファレンスサービスの充実	担当課	図書館課
概要	図書館利用者が、学習・研究・調査を目的として、必要な資料・情報などを求めた際に、資料の検索・提供を行い、情報活用の支援を行います。		
取組名	3-1-(7)-② 講演会事業	担当課	図書館課
概要	著者などを講師にした講演会を開催し、市民の興味に応え、読書への関心を高めます。		
取組名	3-1-(7)-③ 図書館ボランティアの活動支援	担当課	図書館課
概要	ボランティア養成講座や読み聞かせボランティア研修など、図書館ボランティアの各種活動支援を行います。		
取組名	3-1-(7)-④ 学校図書館整備の促進（再掲）	担当課	指導課・教育総務課
概要	学校図書館活性化推進員の配置や図書ボランティアの活用及び、学校図書館の整備などを通じて、読書活動の推進を図ります。		

※¹ レファレンスサービス：利用者の調査・研究・学習に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス

(8) 子どもの読書活動の推進

【取組の方向性】

- ・次代を担う子どもたちが本と親しみ、豊かな読書体験を積みながら成長できるよう、第三次稲城市子ども読書活動推進計画に基づき、「読書環境の整備」、「司書の配置・人材の育成」、「関係機関の連携」、「子どもの読書活動・活動推進のPR」の4つの柱を中心に読書活動推進のための取組を進めます。

【主な取組】

取組名	3-1-(8)-① 第三次稲城市子ども読書活動推進計画の推進（再掲）	担当課	図書館課
概要	読書は、言葉や感性を磨き、想像力を高め、創造力を豊かにします。学校・家庭・地域・図書館であらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書を行い、生きぬく力を育むことができるよう、子どもの読書活動を支援し推進します。		
取組名	3-1-(8)-② 図書館ボランティアの活動支援（再掲）	担当課	図書館課
概要	ボランティア養成講座や読み聞かせボランティア研修など、図書館ボランティアの各種活動支援を行います。		
取組名	3-1-(8)-③ 幼児期読書支援事業（再掲）	担当課	図書館課
概要	絵本の読み聞かせ、おはなし会などの事業を通して本の楽しさを知る機会を作ります。		
取組名	3-1-(8)-④ 地域の読書環境の推進（再掲）	担当課	図書館課
概要	<p>地域文庫では、本の貸し出し・読み聞かせの会・読書会などにより、地域の子ども・保護者へ本を紹介するとともに、「本はともだち いなぎの子」読書イベントに参加します。</p> <p>また、図書館職員を講師とした新刊絵本を読み合う「子どもの本の会」を主催し、一般に公開します。</p> <p>これらの活動を通じて、子どもたちにおはなしの楽しさを伝える文庫活動をPRし、文庫活動の交流を推進します。</p>		

2 スポーツ・レクリエーション活動の振興



近年の健康志向の高まりや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、市民の運動やスポーツに対する取組への意識や機運が高まっています。

本市では、これまで「市民ひとり 1 スポーツ」を目標に、スポーツ・レクリエーション活動の取組を進めてきました。

市民アンケート調査結果によると、この 1 年間に約 9 割の市民が何らかの運動やスポーツを行ったと回答しています。また、今後、今以上に運動やスポーツに取り組みたいと思っている市民も多くいます。そして、運動やスポーツをもっと振興させるために市に力を入れてもらいたいことでは、「年齢層にあったスポーツ・レクリエーションプログラムの開発普及」、「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」、「地域のクラブやサークルの育成」などが上位に挙がっています。

今後はこうした市民のニーズを踏まえたスポーツ・レクリエーション活動の機会や環境の整備充実を図ることが求められます。

一方で、「仕事や家事・育児が忙しく、時間がないから」、「年をとったから」、「運動・スポーツをする機会がなかったから」などの理由から運動やスポーツをしていない市民もいます。

それぞれの市民のスタイルに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめるように、「する」、「みる」、「ひろげる」、「つながる」、「ささえる」といった様々なかたちで施策を展開していくことが重要です。

測定指標	現状
自分の健康状態を健康であると答えた割合の向上【令和元年市民アンケート調査結果】	市民 83.9%
この 1 年間に運動やスポーツを行ったと答えた割合の向上【令和元年市民アンケート調査結果】	市民 89.4%
今後、スポーツのイベント・大会に参加したいと思うと答えた割合の向上【令和元年市民アンケート調査結果】	市民 42.3%

(1) スポーツ・レクリエーション活動の普及

【取組の方向性】

- ・市民がスポーツに競技としてだけでなく、「する」、「みる」、「ひろげる」、「つながる」、「ささえる」等の様々な視点で関わり、生涯を通じて、健康を維持し増進を図るため、年齢・体力・ライフスタイルに応じ、楽しみながらできるスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。
- ・子どもの体力の低下、成人の生活習慣病、高齢者の介護等への対策も目的の一つとして、スポーツ関連団体やボランティア等との連携協力を図りながら、多種多様なスポーツイベントやレクリエーション事業を展開することで、スポーツライフを楽しめるような取組を推進します。
- ・プロスポーツやトップアスリートなどの競技や試合を直接観戦することで、スポーツの魅力にふれ、スポーツに関心のない人にも興味を持ってもらえるような取組を展開します。

【主な取組】

取組名	3-2-(1)-① 体力づくり運動推進事業	担当課	スポーツ推進課
概要	「市民ひとり1スポーツ」を目標に生涯スポーツを推進し、市民の健康維持・体力の増進を図るための事業を実施します。		
取組名	3-2-(1)-② 市民体育大会運営事業	担当課	スポーツ推進課
概要	広く市民の間にスポーツを普及し、日頃の練習の成果を発揮できる機会を提供するとともに、市民の健康・体力づくりや市民交流を図るため、市民体育大会を開催します。		
取組名	3-2-(1)-③ 東京ヴェルディ、読売ジャイアンツ、東京サンレーヴス等支援推進事業	担当課	スポーツ推進課
概要	東京ヴェルディ、読売ジャイアンツ、東京サンレーヴスのプロスポーツやトップアスリートなどの競技、試合を直接観戦する機会の充実を図り、スポーツの魅力を感じてもらえる機会を創出します。		

(2) スポーツ・レクリエーション環境の整備

【取組の方向性】

- ・市民が安全で快適に市内の体育施設を利用できるよう、築年数に応じた適切な維持管理を進めていきます。
- ・より多くの市民がスポーツ施設を利用できるよう、市立小・中学校の体育施設の一般開放やスポーツ企業、高校、大学の体育施設などと連携することで、市内の体育施設の有効活用を図ります。

【主な取組】

取組名	3-2-(2)-① 体育施設の運営管理	担当課	スポーツ推進課
概要	市内の体育施設やスポーツ広場などを社会体育施設として活用し、多くの市民が日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会・環境づくりを図ります。		

取組名	3-2-(2)-② 学校体育施設開放	担当課	教育総務課
概要	各地域にある学校体育施設を開放し、市民がスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会・場づくりを図ります。		

(3) スポーツ・レクリエーション活動の支援

【取組の方向性】

- ・市民が主体となったスポーツ・レクリエーション活動を推進するスポーツ団体への支援に努めます。
- ・市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者やボランティアの確保に向けて講習会や研修を開催することで、地域における新たな「スポーツを支える担い手」を育成し、活躍の場の充実を図ります。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で高まった気運を契機として、スポーツへの参加を促進することで、子どもから高齢者までの幅広い年齢層がスポーツを通してふれあい交流するなど、地域コミュニティの活性化を促進します。

【主な取組】

取組名	3-2-(3)-① スポーツ団体との連携・支援	担当課	スポーツ推進課
概要	スポーツ・レクリエーション活動の推進に向けて、地域のスポーツ団体との連携・支援の強化を図ります。		

取組名	3-2-(3)-② スポーツ推進委員協議会（再掲）	担当課	スポーツ推進課
概要	スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに地域住民や児童・生徒に対する実技指導、その他スポーツの推進のための助言指導を行います。		
取組名	3-2-(3)-③ スポーツ推進委員協議会研修会	担当課	スポーツ推進課
概要	指導者の資質向上やボランティアの確保に向けて講習会を開催します。		

（４）スポーツ・レクリエーションを活用した魅力あるまちづくり

【取組の方向性】

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったボランティア精神をレガシーとして定着させ、スポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進するとともに、体育協会、体育振興会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ企業、高校、大学などのスポーツ団体や産業・観光、文化・芸術などの多様な分野の担い手と連携することで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進します。
- ・友好都市等とスポーツを通じた交流を深め、それぞれのまちの魅力を再発見・共有することで、スポーツ・観光などを活用した更なるまちの活性化を推進します。

【主な取組】

取組名	3-2-(4)-① 各種スポーツ団体等と連携したスポーツを活用した魅力あるまちづくり	担当課	スポーツ推進課
概要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で定着したボランティアを活用し、各種スポーツ団体や様々な分野の担い手と連携したスポーツイベントを開催することで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進します。		
取組名	3-2-(4)-② 市や地域が主催するスポーツイベントや大会等情報提供	担当課	スポーツ推進課
概要	市や教育委員会が発行する広報誌等により、主催事業の案内や、地域のスポーツ団体の会員募集・催し物の周知等を行います。		

取組名	3-2-(4)-③ 友好都市等スポーツ交流事業	担当課	スポーツ推進課
概要	<p>体育協会に所属するスポーツ団体を、友好都市相馬市に派遣し、相馬市のスポーツ団体と交流試合を行うこと等で、友好都市等の市民同士の交流を図ります。</p>		



第4章 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携を行うとともに、関係団体など多様な主体との連携・協働を図ることとします。また、計画の進捗状況について、年度ごとに各取組の実施状況を管理しながら適時検証を行います。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検と評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

本市では、教育委員会の所掌事務の中から選定した事務事業について、教育委員会事務点検評価委員会による点検・評価及び稲城市行政運営評価委員会による外部の点検・評価を経て、教育委員会が総合的な点検・評価等を行います。

The background features a collection of abstract geometric shapes in various shades of orange and light brown. These include large triangles, squares, circles, and semi-circles, some overlapping and some partially cut off by the edges of the page. The overall composition is dynamic and modern.

第3編

資料編

・ 第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 11 月 22 日
教育長決裁

(設置)

第 1 条 第三次稲城市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に必要な調査及び検討を行うため、第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の原案策定に関すること。
- (2) 前号のほか計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、稲城市教育委員会教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) 小学校長 1 人
- (3) 中学校長 1 人
- (4) 小中学校保護者 1 人
- (5) 幼稚園保護者 1 人
- (6) 社会教育委員 1 人
- (7) スポーツ推進委員 1 人
- (8) 民生・児童委員 1 人
- (9) 青少年育成地区委員 1 人
- (10) 企画部長
- (11) 福祉部子ども福祉担当部長
- (12) 教育部長
- (13) 教育部教育指導担当部長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は計画策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年11月27日から施行する。

・ 第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

選出区分	役職	氏名	備考
学識経験者	会長	小野 好江	
学識経験者		藤城 有美子	
小学校長	副会長	井上 央	
中学校長		牧岡 正敏	
小中学校保護者		吉田 佳子	
幼稚園保護者		富原 広美	令和元年8月20日まで
		遠宮 慶	令和元年8月21日から
社会教育委員		渡邊 真砂子	
スポーツ推進委員		大和田 実	
民生・児童委員		狩野 和枝	
青少年育成地区委員		石森 康友	
企画部長		芦沢 政美	
福祉部子ども福祉担当部長		石井 正幸	
教育部長		石田 昭男	
教育部教育指導担当部長		大川 優	

任期：平成30年11月27日から計画策定の日まで

(第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会設置要綱)

・ 第三次稲城市教育振興基本計画策定の経過

日付	事項	主な内容
平成30年11月12日	第1回第三次稲城市教育振興基本計画庁内策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長選出 ・ 副委員長選出 ・ 第三次計画策定にあたって ・ スケジュールについて ・ アンケート調査の実施について ・ 第二次計画の進捗状況調書について
平成30年11月27日	第1回第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱及び紹介 ・ 委員長、副委員長選出 ・ 第三次計画策定にあたって ・ スケジュールについて ・ アンケート調査の実施について ・ 第二次計画の進捗状況調書について
平成30年12月～ 平成31年1月	「第三次稲城市教育振興基本計画」策定にかかるアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生アンケート ・ 中学生アンケート ・ 保護者アンケート ・ 市民アンケート
平成31年2月5日	稲城市総合教育会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次計画について
平成31年3月20日	第2回第三次稲城市教育振興基本計画庁内策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画の進捗状況について ・ アンケート調査の結果について
平成31年3月26日	第2回第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画の進捗状況について ・ アンケート調査の結果について
令和元年6月26日	稲城市総合教育会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次計画について
令和元年8月2日	第3回第三次稲城市教育振興基本計画庁内策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画の評価について ・ 第三次計画の骨子案について
令和元年8月21日	第3回第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画の評価について ・ 第三次計画の骨子案について
令和元年9月24日	稲城市総合教育会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次計画について
令和元年11月1日～ 11月15日	「第三次稲城市教育振興基本計画総論の素案」への意見公募	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総論の素案に対する市民意見の公募
令和元年11月26日	第4回第三次稲城市教育振興基本計画庁内策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次計画の変更箇所について (総論部分及び各論部分) ・ 意見公募実施結果について

日付	事項	主な内容
令和元年12月6日～ 12月27日	「第三次稲城市教育振興基本計画の素案」への意見公募	・計画の素案に対する各施設（小学校、中学校、幼稚園、認可保育所、幼保連携型認定こども園、学童クラブ（民間））意見の公募
令和元年12月12日	第4回第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・意見公募実施結果について ・第三次計画について（総論部分及び各論部分）
令和2年1月16日	第5回第三次稲城市教育振興基本計画庁内策定委員会	・各施設意見公募実施結果について ・第三次計画の変更箇所について
令和2年1月28日	第5回第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・各施設意見公募実施結果について ・第三次計画の変更箇所について
令和2年3月25日	稲城市総合教育会議	・第三次計画について

・ 主な取組とSDGsの関連箇所一覧表

				
第1章 家庭や地域における学びの推進と連携	-	-	-	-
1 家庭の教育力の向上(P.33)	○	○	○	○
(1)家庭教育への支援(P.33)	○	○	○	○
1-1-(1)-① 地域教育懇談会				○
1-1-(1)-② 健康・安全指導の充実			○	○
1-1-(1)-③ 第三次稲城市食育推進計画の推進		○	○	
1-1-(1)-④ 第三次稲城市子ども読書活動推進計画の推進				○
1-1-(1)-⑤ 情報の提供				○
1-1-(1)-⑥ 教育相談事業	○		○	○
1-1-(1)-⑦ 子どもと家庭の総合相談	○	○	○	
1-1-(1)-⑧ 要保護児童対策地域協議会	○	○	○	
1-1-(1)-⑨ 子育てサポーター養成				○
1-1-(1)-⑩ 生涯学習宅配便講座				○
1-1-(1)-⑪ 子育て講座・親子交流事業				○
2 幼児期からの教育の推進(P.36)	○	○	○	○
(1)幼児教育の充実(P.36)	○			○
1-2-(1)-① 地域教育懇談会(再掲)				○
1-2-(1)-② 幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続				○
1-2-(1)-③ 子育て講座・親子交流事業(再掲)				○
1-2-(1)-④ 私立幼稚園協会補助金	○			○
(2)幼児教育への支援(P.38)	○	○	○	○
1-2-(2)-① 幼児教育・保育の無償化	○			○
1-2-(2)-② 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	○			○
1-2-(2)-③ 子どもと家庭の総合相談(再掲)	○	○	○	
1-2-(2)-④ 幼児期読書支援事業				○
3 地域力を高め活かす教育の推進(P.39)	○		○	○
(1)仕事と生活の調和による市民の教育参加の推進(P.39)	○		○	
1-3-(1)-① 「仕事と生活の調和」の啓発	○		○	
(2)地域人材と連携した教育の推進(P.40)				○
1-3-(2)-① 人材バンクの整備				○
1-3-(2)-② サポーターの育成				○
1-3-(2)-③ 市民講師システムの整備				○
1-3-(2)-④ 地域の教材を活用した教育の推進				○
1-3-(2)-⑤ 地域と共にある学校づくり推進事業				○
1-3-(2)-⑥ 地域教育懇談会(再掲)				○
1-3-(2)-⑦ 学校運営連絡協議会				○
1-3-(2)-⑧ 防災学習の充実				○
1-3-(2)-⑨ 地域の読書環境の推進				○
(3)青少年の健全育成(P.42)				○
1-3-(3)-① 稲城ふれあいの森事業				○
1-3-(3)-② 青少年指導者養成事業				○
1-3-(3)-③ 成人式事業				○
1-3-(3)-④ 青少年育成地区委員会への補助				○
1-3-(3)-⑤ 青少年芸術文化活動補助事業				○
1-3-(3)-⑥ 青少年問題協議会				○

				
第2章 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進	-	-	-	-
1 確かな学力の育成(P.43)			○	○
(1)「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養(P.44)			○	○
2-1-(1)-① 学習指導の改善・充実				○
2-1-(1)-② 授業改善の推進			○	○
2-1-(1)-③ 稲城市立学校教育研究会の充実			○	○
2-1-(1)-④ 特色ある学校づくりの推進				○
2-1-(1)-⑤ 言語活動の充実				○
2-1-(1)-⑥ 読書活動の推進				○
2-1-(1)-⑦ 情報活用能力の育成の推進				○
2-1-(1)-⑧ 理数教育の充実				○
2-1-(1)-⑨ 外国語教育の推進				○
2 豊かな心や創造性の涵養(P.46)			○	○
(1)人権教育の推進(P.46)			○	○
2-2-(1)-① 人権教育の推進			○	○
2-2-(1)-② 稲城市いじめ防止基本方針に基づく取組の推進			○	
2-2-(1)-③ いじめ問題対策連絡協議会			○	
2-2-(1)-④ 教育相談などの機能の充実			○	○
2-2-(1)-⑤ 不登校の子どもなどの教育機会の確保や状況の改善に向けた支援			○	○
(2)道徳心や社会性を身に付ける教育の推進(P.48)			○	○
2-2-(2)-① 道徳教育の推進			○	○
2-2-(2)-② 国際理解教育の推進				○
2-2-(2)-③ 野沢温泉村宿泊体験				○
2-2-(2)-④ 大空町教育交流				○
2-2-(2)-⑤ 音楽鑑賞教室				○
2-2-(2)-⑥ 社会性を育む教育の推進				○
2-2-(2)-⑦ 読書活動の推進(再掲)				○
2-2-(2)-⑧ 伝統・文化などに関する教育の推進				○
3 健康で安全に生活する力の育成(P.50)	○	○	○	○
(1)体力向上を図る取り組みの推進(P.51)			○	○
2-3-(1)-① 学校における体力向上の推進			○	○
2-3-(1)-② 地域の人材活用の推進			○	○
2-3-(1)-③ 東京都体力・運動能力、運動習慣等調査等の活用			○	○
2-3-(1)-④ スポーツ推進委員協議会			○	○
(2)健康教育・食育の推進(P.52)		○	○	○
2-3-(2)-① 健康・安全指導の充実(再掲)			○	○
2-3-(2)-② 小・中学校保健安全に関する事業			○	○
2-3-(2)-③ 食育の推進		○	○	○
(3)安全教育・安全確保の推進(P.53)	○	○	○	○
2-3-(3)-① スクールガード・リーダーの配置				
2-3-(3)-② 「こども110番の家」の設置				
2-3-(3)-③ 防犯に対する情報提供				
2-3-(3)-④ 防犯体制・警察との連携				
2-3-(3)-⑤ 児童館				
2-3-(3)-⑥ 学童クラブ				
2-3-(3)-⑦ 放課後子ども教室				
2-3-(3)-⑧ 防犯・犯罪被害防止教育の推進				○
2-3-(3)-⑨ 児童虐待対応事業	○	○	○	
2-3-(3)-⑩ 要保護児童対策地域協議会(再掲)	○	○	○	
2-3-(3)-⑪ 防災教育の推進				○
2-3-(3)-⑫ 交通安全教育の推進				○
2-3-(3)-⑬ 情報モラル教育の推進				○

				
2-3-(3)-⑭ 薬物乱用防止教室事業			○	○
2-3-(3)-⑮ アレルギー疾患への組織的対応			○	○
2-3-(3)-⑯ 食物アレルギー対応食の提供			○	
4 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）の推進（P. 56）	○	○	○	○
（1）環境・防災・国際理解などの社会の変化に自律的に対応できる力の育成（P. 59）	○	○	○	○
2-4-(1)-① 環境教育の推進				○
2-4-(1)-② 防災教育の推進（再掲）				○
2-4-(1)-③ ユネスコ・スクールへの登録	○	○	○	○
2-4-(1)-④ 野沢温泉村宿泊体験（再掲）				○
2-4-(1)-⑤ 農業体験、園芸体験、河川を活用した体験				○
2-4-(1)-⑥ 福祉教育の推進				○
2-4-(1)-⑦ オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かした取組の推進			○	○
2-4-(1)-⑧ E S Dの計画的な推進	○	○	○	○
（2）社会的・職業的自立を図る教育の推進（P. 61）	○	○	○	○
2-4-(2)-① 中学生E S D卒業プログラム	○	○	○	○
2-4-(2)-② 職場体験事業				
2-4-(2)-③ ボランティア活動の推進				
5 教育環境の整備（P. 62）	○	○	○	○
（1）教員の資質・能力の向上（P. 63）			○	○
2-5-(1)-① 教員の研修・研究の充実				○
2-5-(1)-② 稲城市立学校教育研究会の充実（再掲）			○	○
2-5-(1)-③ 校内O J Tの実施				○
2-5-(1)-④ 服務事故防止研修の実施				○
2-5-(1)-⑤ 学校運営連絡協議会（再掲）				○
（2）教員が子どもと向き合う時間の確保（P. 64）			○	○
2-5-(2)-① 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備			○	○
2-5-(2)-② 学校及び教員が担う業務の明確化及び適正化			○	○
2-5-(2)-③ スクールカウンセラー等の活用			○	○
（3）特別支援教育の充実（P. 65）			○	○
2-5-(3)-① 特別支援教育体制の充実			○	○
2-5-(3)-② 特別支援教育の専門性向上			○	○
2-5-(3)-③ 就学相談			○	○
2-5-(3)-④ 障害児保育巡回訪問指導事業			○	○
2-5-(3)-⑤ 保育所等訪問支援			○	○
2-5-(3)-⑥ 学童クラブにおける障害児保育事業			○	○
2-5-(3)-⑦ 放課後等デイサービス事業			○	○
（4）学校経営・学校評価の充実（P. 68）				○
2-5-(4)-① 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善				○
2-5-(4)-② 学校運営連絡協議会（再掲）				○
（5）学校図書館の充実（P. 69）				○
2-5-(5)-① 学校図書館整備の促進				○
（6）就学困難な子どもへの援助の推進（P. 69）	○	○	○	○
2-5-(6)-① 就学相談（再掲）			○	○
2-5-(6)-② 就学援助	○	○	○	○
2-5-(6)-③ 不登校の子どもなどの教育機会の確保や状況の改善に向けた支援（再掲）			○	○
2-5-(6)-④ 外国人児童・生徒などの教育及び帰国児童・生徒の支援の推進			○	○
6 学校施設・設備の充実（P. 71）			○	○
（1）学校施設などの整備の推進（P. 72）				○
2-6-(1)-① 学校施設の整備				
2-6-(1)-② 学校I C T環境の整備				○

				
(2)学校給食共同調理場の施設の充実 (P. 73)			○	
2-6-(2)-① 学校給食共同調理場建替移転事業			○	
2-6-(2)-② 学校給食共同調理場整備事業			○	
第3章 市民の生涯にわたる学習活動の振興	-	-	-	-
1 生涯学習の推進 (P. 74)				○
(1)学びの提供や支援 (P. 75)				○
3-1-(1)-① 子ども100ポイントラリー				○
3-1-(1)-② 市民講師システムの整備 (再掲)				○
3-1-(1)-③ 各公民館まつり				○
3-1-(1)-④ 公民館主催事業				○
3-1-(1)-⑤ i プラザ主催事業				○
3-1-(1)-⑥ いなぎ ICカレッジの充実				○
3-1-(1)-⑦ 生涯学習宅配便講座 (再掲)				○
3-1-(1)-⑧ 市民企画提案講座				○
3-1-(1)-⑨ 生涯学習だより「ひろば」発行				○
3-1-(1)-⑩ 社会教育関係団体補助金				○
3-1-(1)-⑪ 文化センターの整備				
(2)生涯学習活動の「担い手」の育成支援 (P. 77)				○
3-1-(2)-① 人材バンクの整備 (再掲)				○
3-1-(2)-② サポーターの育成 (再掲)				○
3-1-(2)-③ 市民講師システムの整備 (再掲)				○
3-1-(2)-④ 生涯学習宅配便講座 (再掲)				○
3-1-(2)-⑤ 公民館主催事業 (再掲)				○
3-1-(2)-⑥ i プラザ主催事業 (再掲)				○
3-1-(2)-⑦ 市民企画提案講座 (再掲)				○
(3)文化財の保護と普及 (P. 78)				○
3-1-(3)-① 文化財保護思想の普及				○
3-1-(3)-② 郷土芸能の保存・伝承				○
(4)郷土資料室と文化財保管の充実 (P. 79)				○
3-1-(4)-① 文化財資料の調査と収集・保管・公開				○
3-1-(4)-② 郷土資料室の整備・充実				○
(5)文化・芸術の振興 (P. 79)				○
3-1-(5)-① 市民文化祭・芸術祭				○
3-1-(5)-② 各種コンサート				○
3-1-(5)-③ 大空町芸術文化交流				○
3-1-(5)-④ 青少年芸術文化活動補助事業 (再掲)				○
(6)図書館資料の充実整備 (P. 80)				○
3-1-(6)-① 資料の充実整備				○
3-1-(6)-② 資料展示				○
(7)市民の学習を支援する図書館サービスの充実 (P. 81)				○
3-1-(7)-① レファレンスサービスの充実				○
3-1-(7)-② 講演会事業				○
3-1-(7)-③ 図書館ボランティアの活動支援				○
3-1-(7)-④ 学校図書館整備の促進 (再掲)				○
(8)子どもの読書活動の推進 (P. 82)				○
3-1-(8)-① 第三次稲城市子ども読書活動推進計画の推進 (再掲)				○
3-1-(8)-② 図書館ボランティアの活動支援 (再掲)				○
3-1-(8)-③ 幼児期読書支援事業 (再掲)				○
3-1-(8)-④ 地域の読書環境の推進 (再掲)				○

	1 市民生活 の向上	2 環境 の向上	3 健康・安全 の向上	4 文化・芸術 の向上
2 スポーツ・レクリエーション活動の振興(P.83)			○	○
(1)スポーツ・レクリエーション活動の普及 (P.84)			○	○
3-2-(1)-① 体力づくり運動推進事業			○	○
3-2-(1)-② 市民体育大会運営事業			○	○
3-2-(1)-③ 東京ヴェルディ、読売ジャイアンツ、東京サンレーヴス等支援推進事業				○
(2)スポーツ・レクリエーション環境の整備 (P.85)			○	○
3-2-(2)-① 体育施設の運営管理			○	○
3-2-(2)-② 学校体育施設開放			○	○
(3)スポーツ・レクリエーション活動の支援 (P.85)			○	○
3-2-(3)-① スポーツ団体との連携・支援			○	○
3-2-(3)-② スポーツ推進委員協議会(再掲)			○	○
3-2-(3)-③ スポーツ推進委員協議会研修会			○	○
(4)スポーツ・レクリエーションを活用した魅力あるまちづくり (P.86)			○	○
3-2-(4)-① 各種スポーツ団体等と連携したスポーツを活用した魅力あるまちづくり			○	○
3-2-(4)-② 市や地域が主催するスポーツイベントや大会等情報提供			○	○
3-2-(4)-③ 友好都市等スポーツ交流事業			○	○

第三次稲城市教育振興基本計画
稲城市教育プラン（案）

発行 令和2年3月 稲城市

編集 稲城市教育委員会

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2-1-1

Tel : 042(378)2111（代表）

Fax : 042(379)3600